

第444回南国市議会定例会会議録

第2日 令和7年12月9日 火曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	地籍調査課長 吉本晶先
都市整備課長 篠原正一	住宅課長 松岡千左

上下水道局長	橋 詰 徳 幸	会計管理者兼 会計課長	竹 村 亜希子
福祉事務所長	天 羽 庸 泰	教 育 長	竹 内 信 人
学校教育課長	池 本 滋 郎	生涯学習課長	前 田 康 喜
監査委員 事務局長	中 村 比早子	農業委員 事務局長	弘 田 明 平
消 防 長	三 谷 洋 亮		

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

＊

議事日程

令和7年12月9日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西本良平） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。18番前田学浩議員。

〔18番 前田学浩議員発言席〕

○18番（前田学浩） おはようございます。なんこく市政会の前田です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

公共人材の確保について。今議会では、私の今の政策テーマでもある公共人材の確保の大切さについて一問一答形式で行いたいと思います。

さて、11月25日の臨時議会にて、新たに就任された渡部副市長より就任の御挨拶がありまし

た。その中で、約半年間子育て支援センターで勤められ、市民との対話が必要であると感じられたようなお話をされておりました。短期間であったとは思いますが、どちらかといえば弱い立場の市民の声を直接聞く貴重な機会になったのではないかと思います。

まず、質問を渡部副市長にいたします。

子育て支援センターで働いていたとき、具体的に印象に残ったエピソードのようなものをお聞かせください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 前田議員には、さきの臨時議会での就任の挨拶に触れていただきました上、今議会一般質問の最初に答弁の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本年4月よりこども家庭センターのこども相談係に配属し、児童虐待の心配がある御家庭や子育てに不安のある御家庭との相談業務を担当しておりました。市職員の立場で最初に御家庭の方とお会いするときは、まず相手の方から警戒されます。3回目か4回目ぐらいの面談から少しずつ本音に近い発言を引き出すことができたかなというふうに感じておりました。その中で、思い出深い御家庭のことを紹介させていただきます。

その御家庭は、父親が昭和かたぎの方で、子供への体罰等も容認し、母親や子供たちからの不安が大きく、父と母子の交流を制限する必要がある状況でした。実際父親とお話をしていく上で、家族への愛情がありながらも、行政をはじめ、周りへの不信感から孤立しているような感じを受けましたが、こども相談はあくまでも子供の家庭養育を前提として、家族が歩み寄るための支援をしていきたいというふうに伝え、一緒に確認していくことで今では普通に家庭生活を送られております。父親はPTAの活動にも協力的になり、他の御家庭との交流にもつながっていると母親や関係機関からの連絡も受けた次第でございます。これは一例ですが、人と人の結びつきが状況を改善するきっかけとなり、さらなる改善につながっていくと実感した次第でございます。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。これからも時間を見て様々な現場に行ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、なぜ公共人材の確保について条例制定までもが必要であることについては、私が以前の一般質問の中で現京都市長の松井孝治さんの論考を紹介して、担当課長からも一定の答弁をいただき、条例制定は別として、公共人材の不足についてはコンセンサスが得られていると考えております。なお、今議会の質問の中で言うところの公共人材とは、本来行政職員のみなら

ず、任期付職員や幅の広い対象を言いますが、今議会の質問においては行政職員といたします。

質問に戻ります。さて、この公共人材ですが、特に技術系職員の不足については、先月11月19日の朝、NHKでも特集をされておりました。2022年の国土交通省の45都道府県、95市町村の調査では、実に94%の市町村が技術系職員不足については課題があると答えておられました。では、質問です。

南国市における近年の技術系、また保育士などの資格の必要な専門職員の確保について、どのように採用側としての見解を持っておりますか。近年の募集人数に対して、実際に採用できた人数なども含めた内容で答弁をお願いいたします。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 職員採用の状況につきましては、土木技師や保健師、保育士といった専門職のみならず、一般行政職におきましても募集に対して受験者数は減少傾向にありまして、結果、一部の職種で採用予定数を確保できない状況が発生しております。このため、令和4年度から6年度までの直近3か年では、年2回から3回の複数回採用試験を実施しておりまして、人員の確保に努めております。

専門職の採用の実績につきましては、令和4年度に採用試験を実施をしたものにつきましては、建築技師1名、保健師1名、調理師1名、令和5年度に実施しました採用試験では、土木技師1名、保育士2名、調理師1名、図書館司書1名、令和6年度に実施しました採用試験では、保健師1名、保育士1名、調理師3名をそれぞれ採用しております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。

また、そのNHKの番組の中で、基礎自治体において大学などの技術系の学生に対してはインターンの受入れをし、その期間について給与の支払いもしているとの紹介がありました。ここまでしている基礎自治体の取組について、採用を担当している課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） インターンシップにつきましては、これまで高知高専の第4学年時の学生を校外実習として受入れをしております。令和2年度に3名、令和3年度には2名の学生を受入れをし、それぞれ8月に5日の実習として防災関係、公共施設の建築関係、都市再生整備事業、市道等の現地測量や点検、補修事業について職場体験をしていただきました。また、こうち人づくり広域連合のインターンシップ支援事業を活用

しまして、県外大学の3回生を保健師業務として保健福祉センターに受入れを行っております。インターンシップの受入れにつきましては、自治体の仕事の魅力を直接伝えられることや、実際に業務を体験してもらうことで志望動機にもつながることがありますので、人材確保の面からも効果があると考えております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。今、答弁をお聞きしながら、私も45年ぐらい前に同級生の土木科の方たちが結構な報酬をもらってて、羨ましいなと思っていました。自治体ではそういうお金は出ないかなとも感じました。

次です。技術系または専門職系の人材が採りにくい場合、さらに間接部門の異動も考えられ、間接部門の職員を技術職、専門職の人材となり得る再教育を行うこともしている基礎自治体もあるようですが、南国市はこのような再教育をしている実態はありますか。また、そのような再教育の仕組みについてどう思われるでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 技術職、専門職につきましては、資格取得を要することや業務経験の蓄積等が必要なことから、育成には多くの時間を要しますので、一般行政職を再教育して技術職また専門職として育成することは現時点では考えておりません。職員の再教育につきましては、業務に必要な資格といたしまして、社会教育主事、社会福祉主事、水道技術管理者、陸上特殊無線技士といった資格取得費用は公費で負担をし、職員の育成を図っております。

また、こうち人づくり広域連合が実施します能力向上研修や、市町村アカデミーの研修の受講、またJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）の動画研修等を活用しまして、DX推進策や情報セキュリティー等についても知識を習得をしております。そのほか、職員の自己啓発等の休業制度もあります。今後、人口減少による職員数の減が見込まれる中で、多様化する住民ニーズへの対応、またDX推進への対応などが求められておりますので、より一層職員の能力向上に向けた再教育ができる環境は整えていく必要があると考えております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。

次に、議員になってからずっと地域担当職員制度を含め質問をしておりますし、近年は島根県雲南市の特徴ある地域づくりのコミュニティナースの取組も紹介し、さらに地域づくりで役に立つとされる社会教育士を育てるべきではないかという提言、要望もしてまいりました。そ

ういった市民の日頃の生活により近い職員の能力づくりを含めた構造並びに機構改革は必要ではないでしょうか。

具体的に1つ質問をいたします。

三和地区で3年間行われました小さな集落活性化事業の拠点づくりについて、結局成果を出されなかったようにも感じておりますが、それは職員の力量が未熟であった理由もあるのではないのでしょうか。地域づくりで第一人者と言われる山崎亮さんは、基礎自治体の全セクションに社会教育主事資格保有者を配置し、様々な課題で市民とのファシリテーター役が必要であると5年以上前からずっとこの発言を国の審議会等でなされております。実際、高知県と同じ人口規模で、参議院選挙では5億円の枠組みが適用されるなど、社会状況も同様の島根県では、毎年単独で社会教育主事講習が行われ、どんどん増えており、地域づくりの現場に入っております。

企画課長にお伺いいたします。

三和地区で3年間実施した小さな集落活性化事業が実を結ばなかったというような声も聞きますが、幾らの予算を投資してきたのかお伺いいたします。

また、何か仕組みとして残ったものがあればお教えてください。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 小さな集落活性化事業は、県が令和4年度から始めた事業であり、モデル地区として選定された三和地区では、令和4年度から6年度までにかけて三和を良くする会により、補助金を活用した三和地区の活性化及び課題解決に向けた事業が展開されました。事業費としては、集落支援員の人件費及び事業実施のための消耗品の購入、備品の整備等に係る地域への補助金として3年合計で約848万円の支出があり、うち一般財源の負担としては、3年間で合計で約278万円となっております。三和を良くする会では、事業実施当初から補助がなくなった後の事業運営、財源を念頭に置いた活動をしてきており、補助がなくなった本年度におきましても海岸スポーツごみ拾いやみわりんピックの開催、交流食堂やカフェの運営といった補助事業により生まれた新たな活動の継続を実現しております。

市としましては、地域の関係者主導で話し合う流れの醸成、住民主導による新たな活動の実施といった小さな集落活性化事業の事業目的は一定果たされたものと考えております。しかしながら、本事業のもう一つの目的である他地域への波及については、本年度県が本事業を終了させ、集落活動センター推進事業のうちのステップアップ事業として再編したこともあり、実施には至っておりません。今後、地域からの要望等を踏まえ、本事業の成果を生かした対応を

してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。私の聞いていることとは若干違うような感じもしますが、継続した活動になるようにこれからも進めてもらいたいというふうに思います。

さて、改めて言うまでもなく、地方創生は地方の自立が最終目標であって、誤解を恐れずに言えば、日本の社会の再構築は社会学者の宮台真司さんが言っている、任せて文句を垂れる社会から引き受けて考える社会へというように、地域住民の自立を図っていかなければなりません。ですので、私は集落活動センターの立ち上げ時からずっと住民の医療費の削減を注視しており、住民の我が事意識を高めるためのことのみを言い続けております。私は公共人材の確保は重要だと言っておりますが、何も職員側に立っているわけではありません。市民の安全・安心な生活を担保する上で、公共人材の確保は緊急的に必要だから申し上げております。

余計なことにもなりますが、私は社会に出て入社した外資系企業では、当時国内2万人の従業員がおりましたが、労働組合に入っていたのは社員で100名程度、さらに35年ぐらい前に高知県にUターンしてきた現在の上場企業の建設機械開発会社は、当時社員200名を超える者がいましたが、労働組合はございませんでした。ですので、もちろん労働三法は尊重いたしますが、基礎自治体の職員の皆さんには地方公務員法にのっとり、かつ全体の奉仕者として市民の生活の安全・安心のために仕事に従事をしてもらいたいと思います。微妙な発言を繰り返しておりますが、ニュアンスは伝わっていると思います。一方で、勤務の実態は、前議会で有沢議員が質問されたように、残業時間がとても多く、このままでは公務員を希望する学生も増えないのではないかとともに思います。

また、もう一つ余計な話になりますが、小中学校の児童生徒は、よく一生懸命頑張りますと言いますが、正しくは一所懸命であって、頑張りどころだけ頑張ればよいのです。真面目な児童生徒には、この違いを教育委員会のほうでも教えてもらいたいと思います。同時に、真面目な市の職員の皆様にも、頑張りどころだけ集中するよう御指導していただきたいとも思います。なお、一生懸命と一所懸命については、最後にもう一度触れたいと思います。

質問に戻ります。

先日発表の高知県庁のフレックス化への取組の話は、県職員のリスクリングのほか、魅力的な職場づくりで人材の確保や離職防止につなげようとしていることで、公共人材の確保ということから大いに賛同できます。南国市も考えたらどうかと思います。高知県庁が取り組もうとしているフレックス制について担当課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） フレックスタイム制度につきましては、国や都道府県、指定都市に比べますと、直接住民に接する部署が多い市区町村では、国に準じた時差勤務やフレックスタイム制度の導入については、現時点では導入が少ない状況となっております。本制度は、ワーク・ライフ・バランスの向上や業務効率化を図ることを目的として導入をされておきまして、特に育児、介護や通院など、多様な事情を抱える職員の働きやすさにもつながるものであります。高知県庁におきましても、来年度からフレックスタイム制度を段階的に導入するということですので、ほかの先行自治体の状況も参考にしながら、本市としての取組を検討してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） ありがとうございます。

次に、近年高知県の教職員の中で、目を覆いたくなるような犯罪が連発し、収まらず、先日は県東部の職員が仕事のストレス云々で犯罪理由を述べていたことについては、逮捕要件の破廉恥な犯罪の内容を考えると、そのことをストレスを理由に行ったことについて愕然といたしました。

教育長にお伺いいたします。

市の教育委員会事務局において、どのような不祥事の防止策を取られているのか答弁を求めます。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 大変御心配をおかけしております。

まずは、最初に県内の教育関係者が一丸となって不祥事の根絶を進めている中で、本市の教員が逮捕される事案が発生し、市民、保護者の信頼を損ね、子供たちの心も傷つける、このような不祥事が起こったことに対しまして、痛恨の極みであり、教育長として責任を感じております。

今回の逮捕を受けて、学校では翌々日の25日日曜日から緊急保護者説明会を開催し、謝罪と状況説明を行い、その後教育委員同席の下、緊急の校長会を開催し、再度服務規律の徹底を図るとともに状況説明を行っております。また、各校において、管理職は職員全員と個別に面談を行い、服務規律の徹底並びに職務上の悩みなどについて面談を行い、再発の防止と信頼回復に向け取り組んでいく決意を確認いたしました。

今後は、再発防止のため、再度服務規律の徹底に努めるとともに、各職場を通じて日頃から

風通しのよい職場づくりや法令遵守の徹底をしてみたいです。大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） よろしくお願ひいたします。

教職員を含め、公務員の働き方改革は改善していかなければなりません。しかし、先週ニュース報道でありました、高知県の小学校の教員の合格者辞退が60%に上るという情報がありましたが、これは高知県の採用試験が早いから県外者や県外出身者が受験し、それらが地元で合格したから辞退しているわけで、働き方改革と一緒に考えてはいけないと思います。教員の働き方に不満のある方は、そもそも教員の試験は受けてないはずで、課題ごとの原因を整理することが必要であるとニュースを見ながら思いました。

さて、話を変えて、現在進めている県主導の消防の広域化の説明の中で、スマートシュリンクという言葉やスケールメリットを進めということがあり、間接部門の職員の削減という話がありました。私は、今の高知県の基礎自治体の在り方を否定していることにもなると思っております。つまり、消防の広域化を進めるならば、基礎自治体も広域化によって間接部門の職員が少なくてもいいように思えるからです。令和の市町村合併をせめて愛媛県並みにしないといけないのではないのでしょうか。高知県より人口がはるかに多い愛媛県では、平成の合併において68市町村が11市9町の20市町になっております。市の合併をもう一度進め、例えば南国、香美、香南で10万人規模の市をつくるという方向にすることで、間接部門の職員、人材を減らし、その分技術系・専門職員系を増やし、また間接部門の職員の再教育、リスキリングをし、より市民の生活の安全・安心になるための政策を取るべきではないかと思ひます。このことについて市長の御所見をお伺ひいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど総務課長がお答えいたしましたように、近年は職員を募集しても応募が少ない状況であります。特に、技術職、専門職につきましては厳しい状況でありまして、先ほど前田議員が紹介されたとおりでございます。

消防の広域化を例に、市町村合併でのスケールメリットを生かした人材確保という御提案でございますが、平成の大合併は、地方分権が進む中、小規模自治体の行財政基盤を強化するという名目で、合併特例債などの手厚い財政措置をインセンティブに国主導で行われたと認識しておるところです。この平成の大合併についての評価は、評価の主体により異なるところでございますが、総務省の資料によりますと、住民側からは相対的に否定的な評価がなされている

との記述があり、また全国町村会としましても、平成20年の評価であります。地域の視点を欠いた議論を再び繰り返してはならないという記述で締めくくっております。行政の効率化を図るという点は、平成の大合併時も現在も変わりはありませんが、本年6月に閣議決定されました地方創生2.0には、人口減少が進む中でも地域特性を生かした自立・分散型社会の実現、持続可能な地域の実現を目指すことが重要であるとの方向性が示されており、スケールメリットだけでの合併は地方創生の理念と相入れないものがあると考えているところでございます。

現在、南国市DX推進計画に基づき取組を進めておりますが、まずは事務の効率化、行政DXを確実に進めることで、職員が住民サービス向上に取り組む時間を生み出していくとともに、こうち人づくり広域連合やれんけいこうち広域都市圏等による職員研修も活用し、職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） 平成の合併があまり進まなかった高知県が、決してよい方向に進んでいるというふうには私は思っておりません。消防の広域化について言いますと、今の答弁をなされるのであれば、同じような理由で消防の広域化については反対の立場を取るべきだというふうにも思って、全く同じ理屈で反対の方向に持っていくのが今の市長の御答弁に沿っているのではないかというふうにも思います。また、DXを推進するというお話もございましたが、これはもう当たり前のことで、まさに全庁挙げてやってもらいたいというふうに思います。

DXについては、ほかの議員も今回質問するようですので、あまり言いたくはございませんが、南国市はこれまで東日本大震災直後のソフトバンクの関連会社から、たしかICTの絆プロジェクトだと思いますけど、全国で僅か5小学校、そのうちの2つが南国市であったというふうに思います。そして、総務省絡みの補助でいいますと、情報化アドバイザーとか、あと南国市とたしか千葉県のどっか市2つだけが選ばれた総務省の事業、それらを受けていながら、なぜ先頭に立っていないのか、先頭じゃなくて、ちょっと言葉は悪いですけど中以下なのか、ちょっと私は理解できません。それで、ICT絆プロジェクトのときに、担当の教育委員会側の担当の方に言いましたけど、たしか安岡さんだったと思いますが、そのとき私は言いました。

ICT推進については、スピード違反をせよとは僕は言わない、でも、でも、捕まらないぐらいのスピードを上げていかないと追いつかないよって言ったんです。そしたら、安岡さんにはやっとなされてたんですけど、言いたいことはそういうことであって、今までかなりの事業を総務省絡みでいただいているにもかかわらず、あ、この状態かと正直思っておりますので、これからやっぱりDX推進を進めて市全体の行政を力強いものにしてもらいたいというふうに思いま

す。

次に、公共人材の確保条例の制定についての質問をいたします。

まず、基礎自治体で制定するには、法的枠組みと政策的工夫の両面が必要になると思います
が、まず法的な枠組みについてお伺いいたします。

まず、私の調べたところ、法的な前提として、自治体の条例制定権、つまり本議会でも上程
されているように、地方自治法第14条に基づき自治体はその事務に関して条例の制定が可能で
あり、基礎自治体の枠組み自体については、職員確保関連の権限は地方公務員法を基本としつ
つ、採用、育成、処遇改善の枠組みは自治体ごとに条例で柔軟に設計できるというふうにされ
ていると思います。

総務課長にお伺いいたします。

まず、公共人材の確保における条例の制定の前提としては、この理解でよろしいでしょうか。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 条例の制定につきましては、先ほ
ど議員からもありましたけれども、地方自治法第14条におきまして、普通地方公共団体は法律
に違反しない限りにおいて条例を制定することができる定められておりまして、国の法律に
反しない範囲で、地域の実情に応じたルールをつくることができるとされております。また、
地方公務員の任用、服務等につきましては、地方公務員法により制度が定められておりまして、
地方自治体はこの枠組みの中で採用し、任命し、勤務をさせるということになります。

議員から紹介のございました松井孝治氏の考え方は、人口減少、高齢化や防災需要の増加、
働き手不足といった構造の変化に対して、行政や地域が持続的に機能していくためには、従来
型の公務員制度だけでは不十分であり、多様な公共の担い手を確保する制度、仕組みづくりが
必要であり、公共人材確保法の制定を提案をしているところでございます。

議員から御提案のありました公共人材の確保条例につきましては、これを市で制定するとい
うことになると、法律の関係性など内容等を慎重に検討していく必要があります。人材確
保が難しくなっている状況でありますとか、専門性を持った職員の育成についての重要性につ
きましては共通の認識でありますので、この条例にかかわらず、専門性を身につけた社会人枠
の採用や、職員のスキルアップとして学べる環境の整備などを通じまして、人材確保や人材育
成につなげていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 前田学浩議員。

○18番（前田学浩） 分かりました。

最後に、私が今考えている条例案をお話しさせていただきたいと思います。

なお、今回条例制定に関する直前の質問並びにこれからお話しすることは、全てA Iさんと相談して作成したものです。敬意を表して、A Iさんと以降も言いたいと思います。

私が質問を三、四度繰り返すだけで、条例案の作成も2案作ってもらい、僅か30分で到達いたしました。30分というのは、私がA Iさんに問いを考える時間がほとんどで、A Iさんからの回答は全て5秒ぐらいで出てきます。なお、公共人材の確保条例については、まだ全国どの自治体も制定していないと思うのですが、A Iさんはそれなりのものを作ることができるのです。しかも、僅か30分のやり取りで。広島県庁は、職員の4割がA Iを使って仕事をしているという情報もあります。私が3月の一般会計予算の審議の中で、南国市の総合計画を1,000万円もかけずにA Iさんを使ってやりませんかと言ったのもこうした理由です。行政業務は、スケールメリットとともにこれからはスピードメリットを考え、業務に当たってほしいと思います。

では、読み上げます。少しお時間をいただきます。

南国市公共人材確保条例の制定について（私案）。

本市は、人口減少や少子・高齢化の進展、社会経済の変化などにより、地域課題の複雑化、多様化が進んでいます。これらの課題を解決し、持続可能な地域社会を実現するためには、行政職員のみならず、市民、事業者、大学、NPOなど多様な人材の参画と協働が不可欠です。しかしながら、本市では職員採用の競争倍率低下や専門人材の不足が顕著となっており、公共人材の確保は急務となっております。このような状況を踏まえ、本条例は本市における公共人材の確保及び育成を計画的かつ総合的に推進するため、推進計画の策定、推進本部の設置、関係機関との協働及び年次報告などの仕組みを定めようとするものです。

以上が本条例の制定をする理由であります。

理由もA Iさんが考えてくれました。

次に、公共人材確保条例の正式条文化版を読み上げます。実行型の地方自治体の条例形式としてA Iさんが提示してくれました。

公共人材確保条例（私案）。

前文。本市は人口減少及び社会経済の変化に適切に対応し、持続可能な地域社会を実現するため、公共人材の確保及び育成を計画的かつ総合的に推進する必要がある。ここに、そのための施策を推進する体制を明らかにし、公共人材確保を図ることを目的としてこの条例を制定する。

第1章総則（目的）。第1条この条例は本市における公共人材の確保及び育成に関し必要な条項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の継続的発展に寄与することを目的とする。

（定義）。第2条この条例において、公共人材とは行政職員、任期付職員、地域活動団体の構成員及び専門的知識または技能を有し、公共的活動に参加するものを言う。

（基本理念）。第3条公共人材の確保及び育成は、次に掲げる理念に基づき行われなければならない。

- 1、多様な人材の能力を最大限に発揮する環境を整備すること。
- 2、行政、市民、事業者、大学及び関係団体が連携し、協働して取り組むこと。
- 3、長期的な視野に立ち、持続可能な地域社会の形成に寄与すること。

第2章推進体制（市の責務）。第4条市は公共人材の確保及び育成に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

（推進計画の策定）。第5条市長は公共人材確保推進計画（以下推進計画という）を策定しなければならない。

- 2、推進計画には次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1、公共人材確保の基本方針。
 - 2、確保及び育成に関する施策の内容。
 - 3、施策の推進に係る数値目標及び評価に関する事項。
 - 4、その他必要な事項。

（推進本部の設置）。第6条市長は推進計画を実施するため、庁内に公共人材確保推進本部を設置するものとする。

第3章協働及び報告（協働の推進）。第7条市は大学事業者及びNPOとの連携を図り、公共人材の確保及び育成に関する施策を推進するものとする。

（市民との役割）。第8条市民、事業者及び関係団体は、市の施策に協力するとともに、自ら公共人材の育成及び活用に努めるものとする。

（年次報告）。第9条市長は毎年度推進計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、議会に報告しなければならない。

以上ですが、AIさんは今説明した条例案にとどまらず、議会提出用の資料、条例の項目ごとの詳しい解説、さらに議会での想定問答の内容まで作ってくれます。無料で、しかも僅か30分のやり取りです。

市長にも質問をいたしました。最後にもう一度、消防の広域化によるスケールメリットを言うのであれば、基礎自治体の令和の再合併をせめて愛媛県並みにしなければならず、私が消防の広域化の議員勉強会で申し上げましたように、スピードメリットというものを市民に提示し、これからの未来社会の創造に向け考えてもらいたいと思います。AIをフルに活用した行政業務が、一生懸命から頑張りどころだけ集中する本来の一所懸命のステージになり、働き方改革が進みますように、またそのことが基礎自治体を核とした未来社会の創造になることを祈って私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西本良平） 10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

○10番（西山明彦） おはようございます。議席番号10番の西山明彦でございます。

前置きなしで、通告に従いまして、早速第444回令和7年12月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回私が通告させていただいた質問は、市長の政治姿勢そして令和8年度予算編成に向けて、保育行政、教育行政、防災行政の4項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢の1つ目、令和8年度予算編成に向けてですが、来年の3月議会に提案される当初予算案が固まる前に、私からの要請を来年度予算に反映していただくよう、この12月議会で質問させていただきます。

国政は公明党が政権から離れ、日本維新の会が自民党との連立に加わって、新たな連立の枠組みによる高市新政権が誕生しました。これまでの自公政権から大きく方向転換されて、保守色が非常に色濃く表れています。そうした中で、物価高騰対策としてガソリン税の暫定税率の廃止が年内に行われ、軽油引取税の暫定税率も年度末に廃止されることになってます。これらの減税は、消費者にとっては喜ばしいことですが、一方で地方自治体にとっては歳入の減少につながる大きな問題です。

そこで、まずお伺いしますが、このガソリン減税の暫定税率の廃止などによる南国市の財政面への影響はどうか試算されているのでしょうか。影響する状況についてお伺いします。

○議長（西本良平） 財政課長。

○参事兼財政課長（溝渕浩芳） 暫定税率の廃止による本市における地方揮発油譲与税の減収見込みについてでございます。本市の地方揮発油譲与税額は、令和5年度決算では4,258万5,000円、令和6年度決算では4,162万6,000円、7年度予算では4,070万円を見込んでおります。

ガソリン1リットル当たりの地方揮発油税は5.2円で、うち本則税率分は4.4円、暫定税率分は0.8円となっております。暫定税率が廃止となり、地方揮発油税が1リットル当たり0.8円減収となりますと、本市の地方揮発油譲与税の減収見込みは、令和7年度予算ベースで約600万円程度と試算をしております。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 600万円程度ということで、もっと大きいかと思いましたが、それでも国が何らかの財政補償策を取らなければ、何らかの施策ができなくなるということになると思います。そのような状況ですが、今回のガソリン減税の暫定税率廃止に対して、今後の南国市の安定した財政運営を確保するための取組について市長の考えをお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 暫定税率が廃止されることに伴いまして、地方公共団体の歳入は減少しますので、令和7年8月27日に地方六団体及び指定都市市長会がいわゆるガソリン税、ガソリンの暫定税率廃止に関する緊急提言について要請活動を行っております。本市といたしましても、一般財源総額の確保、増額について、機会を捉えて国への要望を行ってまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ガソリン税の暫定税率以外にも、地方税である自動車取得時の環境性能割の廃止も検討されているようですけれども、これについては地方自治体の減収分を国が全額地方特例交付金で補填するようなことが検討されているようです。ガソリン税の暫定税率廃止による減収分についても同様に、国が全額補填するように求めて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

このように、将来の歳入減が危惧される中ですが、来年度の予算編成に向けての市長の考えをお伺いしていきます。

まず、毎年お伺いしているんですけども、来年度予算における重点施策について、どこに重点を置いた予算編成を考えておられるのか、市長、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 本年度をもちまして第4次南国市総合計画基本構想の計画期間が終了して、来年度、令和8年度は第5次南国市総合計画基本構想の始まりの年となります。本議会におきまして、第5次南国市総合計画基本構想の策定について議決をいただきましたら、第5次南国市総合計画基本構想第2章、施策の大綱にあります、1、住みやすくて心地がよいまち、

2、にぎわい、活気あふれるまち、3、みんながつながり支えあうまち、これらの3つの目標の達成に近づくよう、予算を編成してまいりたいと考えております。

魅力ある中心市街地の再生を目指して、都市計画道路やものづくりサポートセンター、地域交流センターなどを整備してきた都市再生整備事業でございますが、新図書館は今年度で建築工事が完了いたします。それに加えて、今後は後免駅南側の公園や駐車場、駅前広場の整備工事など継続事業がございますので、完成に向けて予算を計上してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 今までの継続事業をということですが、目新しい施策が全く触れられませんでしたけれども、というのも、市政報告でも触れられておりましたが、社会保障費関係経費や人件費の増加などにより、大幅な基金の取崩しが予想される中で、来年度の財政収支見込みは人件費の大幅な増額や、都市再生整備事業等の元金償還の開始による公債費の増加、また義務的経費の増加により財政構造の硬直化が進んでいるということであり、来年度予算も相当な厳しい状況であるというふうに予想されます。

そこで、来年度、令和8年度の予算編成方針を見せていただきましたが、こうした現状では既存事業の廃止や規模縮小等を行わずして持続可能な財政運営はできず、受益者負担の適正化を見据えた歳入の確保と、引き続き事務事業の見直しや職員数の適正化による人件費の見直しなどの歳出削減努力が非常に重要であるとされておりました。

そこで、市長にお伺いしますが、この予算編成方針にある既存事業の廃止や規模縮小、また受益者負担の適正化については、直接市民生活に影響が及ぶ内容があると思います。予算を組む以上、具体的な内容も検討されているのではないかと思います。以前の私の質問に対して、市長からは下水道料金の見直しも検討しているという旨の答弁もあっています。既存事業の廃止や規模縮小、また受益者負担の適正化について具体的な検討内容があればお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 令和6年度決算におきまして約25億9,000万円ありました財政調整基金の残高が約6億5,000万円減少しております。このため、基金に頼らない財政運営を目指していく上で、歳出の見直し、歳入の確保が重要となってまいりますので、既存事業の廃止や規模縮小、また受益者負担の適正化という表現をさせていただいております。市民生活に大きく影響が及ぶ事業につきましては、慎重に判断する必要がありますが、現時点では具体的に検討している内容につきましては特にございませんが、各部署におきまして歳出の見直し、受益者

負担の検討を行い、予算編成をしていただくためにこういった表現をしておるところでございます。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 具体的な内容はこれからということですが、財政調整基金が非常に少なくなっているという状況の中で、市民にしわ寄せが行かないような検討をよろしくをお願いします。

また、その予算編成方針には、職員数の適正化による人件費の見直しというのがありますけれども、このことについては後ほど別の項目で質問させていただきます。

最後に、いつも私が求めておりますソフト事業ですが、9月議会で市長の3期目の取組をお伺いしたところ、新たな施策は大きな財源を伴うものは明言しづらい、ただ事前復興まちづくり計画の策定は進めなければならないというお答えをいただいております。来年度予算におけるソフト事業の新たな具体的施策がないかお伺いしたいと思います。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 新たな事業を行うには、やはり財源の確保というものが必要になってまいります。特にソフト事業につきましては、経常的な費用を後年度まで負担することになってまいりますので、財政調整基金の残高が減少している現状を考えますと、具体的な施策をここで申し上げることはできないところです。

ただ、今年度9月補正予算で事前復興まちづくり計画の基本方針を策定する予算を計上しておりますので、来年度に本計画を策定する予算につきましては計上させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 9月議会の答弁と変わらないということですが、ソフト事業もぜひ力入れていただきたいと重ねてお願いしておきます。

次に、2項目めの保育行政についてです。

まず、民間保育園の現状についてです。南国市の保育所、保育園は、現在公立6園、民間8園の14園あります。今年度、令和7年度の保育要覧によると、この14園の年度当初、4月1日現在の入所児童数は合計1,169人で、このうちの約3分の2に当たる779人が民間保育園に入所しています。各保育園には定員があり、本年度の民間8園の定員の合計は820人で、779人は定員の95%となっております。一方で、公立6園の定員の合計は517人で、入所児童数は390人、定員に対して76%です。市内中心部に民間園が多いこともあると思いますが、民間園を

希望する方が多いのでしょうか。ゼロ歳児保育などの低年児保育をはじめ、開所時間や他の保育サービスが充実していることもあると思います。しかし、残念ながら入所決定される施設は、なかなか第1希望の施設でない場合も多いと思います。

そこで、担当課長にお伺いします。

今年度当初、入所申請において第1希望の施設に入所できていない児童はどのくらいいるのでしょうか。14園全体の比率と公民のそれぞれの比率はどうなっているのでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 条件づけにより数字が変わります。1次選考、2次選考があり、1次選考時の新規申請者の数字でお答えをいたします。

申請者数281名で内定者251名、入所保留30名です。第1希望内定者は186名で、うち公立67名、民間119名です。第1希望以外内定者は65名で、うち公立26名、民間39名です。民間のみの入所割合を出しますと、第1希望で希望された方は175名で、これを分母に第1希望内定者68%、119名、第1希望以外内定者22.2%、39名、保留9.7%、17名となります。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 第1次選考での数字ということですが、全体で281名中186名が第1希望に内定したと、3分の2以上です約7割ということになるのでしょうか。ということは、残りの3割は入れてないということになります。また民間ではその68%が第1希望に内定ということは、やはり約3割ぐらいが内定にならなかったということになると思います。年度途中の入所となると、さらに希望がかなえられないということもあると思います。

ところで、ここで公立、民間各施設の職員配置を見てみたいと思います。今年度の保育要覧の数字、今年4月1日現在の数字ですが、それによると公立保育所は入所児童数390人に対して職員数は176人、そのうち保育士が135人です。単純計算で児童3人に対して1人の保育士が配置されている計算になります。これに対して、民間保育園は児童数779人に対して職員数235人、職員の中には事務員なども含まれており、保育士は162人です。児童4.8人に1人の保育士という計算になります。年齢別定数がありますので、単純には言えませんが、ゼロ歳児を見てみると、保育士1人の受持ち定数は3人ですけれども、4月1日の公立の入所児童数が3人に対して民間は48人です。公立の16倍入ってます。民間園のほうにはもっと、だから公立よりも多い保育士が必要ということになります。繰り返して数字を言いますが、公立は保育士1人に対する児童数が3人、これに対して民間は4.8人と、大きな差があります。この現状を担当課長はどのように捉えているのでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 公民ともに市の配置基準に基づく保育士1人当たりの児童数で配置されています。保育士の1人当たりの大きな差は、特別支援児童に対する加配保育士の人数と早出、居残りの短時間パートの雇用人数の差であると捉えております。加配保育士の差につきましては、支援の必要な児童数によって変わるため、単純な比較はできません。早出、居残りの短時間パートの差につきましては、短時間パート職員の雇用が困難なため、民間は正職や臨時職員が時間外で対応しているのではと思われまます。これも単純な人数ではなく、雇用時間で調整をしなければ比較ができないと考えております。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 公立のほうが手厚い配置のように見えますけれども、民間は短時間パートが雇用できずに時間外勤務で対応しているのではないかと課長も考えておられるようですが、民間保育園でもできれば公立のような手厚い職員配置で保育をしたいのですけれども、なかなか厳しい現実があると伺っております。

では、この配置数の差はどこにあるのかと見てみると、課長も言われたように、主に加配保育士や短時間パートの配置の差だということだと思います。この加配保育士については、南国市保育困難児の保育の実施等に関する要綱の第5条施設の充実に、第1号職員の配置として必要に応じて加配保育士を配置すると規定されております。これが加配保育士配置の根拠になります。

では、その加配保育士の配置についてはどのように決定されているのでしょうか。決定の仕方を教えてください。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 南国市特別支援加配保育・教育実施要綱により定めておまして、1日加配の対象は、特別児童扶養手当の対象となっている児童、身体的に支援が必要な児童です。半日加配につきましては、原則として医師の診断書及び要綱に定める別表、発達の状況（特別支援児童）により項目ごとに点数化し、加配の必要性を判定します。これにより加配が必要になった場合は、職員を配置しております。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 1日加配と半日加配があってということですが、発達の状況で点数化して判定すると、加配が必要な場合は配置するということですがけれども、ではなぜ民間園ではこの加配が少ないのかというと、気になる子供はいるけれども、配置できる保育士をなかなか

確保できない、保育士がいない、だから加配がつけばよいけれども、その判定に向けて二の足を踏むというようなことです。

お伺いしますが、加配保育士の配置の状況は、公民のそれぞれどのような状況なのでしょう。公立、民間それぞれの合計で構いませんので、入所児童数に対する配置数をお答えください。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 令和7年4月1日の数字で、公立は園児数393人に対し加配28名、民間は781名に対して7名です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 公立が28人、民間が7人ということですので、民間では児童数が公立の2倍いますが、加配保育士は4分の1しかいないという状況であります。児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施義務に基づいて入所している児童には、公平の原則からいっても公立民間を問わず、同じ条件の下で保育されるべきではないでしょうか。したがって、民間園でも公立と同様の保育士の配置ができるように、市としては民間園に対して支援しなければならないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 国の算定基準を基にした給付費に加え、市の単独事業として補助金を交付し支援を行っています。南国市の単独補助金と同様の補助金の高知市、香南市、香美市の状況をお答えいたします。

南国市病児保育事業補助金、3市はなく南国市のみでございます。南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金、ほかの3市も実施をしております。南国市特別支援加配保育・教育事業費補助金、香南市のみ未実施でございます。南国市保育施設職員処遇改善補助金、香美、香南市、実施なし、高知市は看護師の雇用時のみ補助があります。南国市民営保育所運営に関する補助金、香美市、香南市、なし、高知市は調理パートのみ実施しております。近隣3市よりも多くの補助金で支援を行っているところでございます。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） どう考えているのかという質問でしたけれども、直接お答えがなくなって、補助金の内容をいろいろ説明されましたけれども、表にしないとなかなか分かりにくかったんですが、近隣3市よりも多くの補助金を出しているのもうよいのではないかとというようなことなのではないでしょうか。逆に、他市にあって南国市にない補助制度はないのか、何か釈然とし

ません。今回は民間園の保育士の配置の現状、公立と比べて保育士が少ないという問題について取上げさせていただいております。では、なぜ民間園の保育士が少ないのか、保育士を確保できないのか、それは職員、とりわけ非正規雇用の保育士の労働条件、労働環境の差があるからではないかと思えます。

先ほど人件費の補助制度についての説明がいろいろありましたが、公立保育所では、人事院勧告に基づいて会計年度任用職員の労働条件が大きく改善されております。特に、昇給制度ができたとともに、ボーナスや退職手当も支給されるようになりました。民間園でも同じ条件でできればよいのですが、財政的になかなかそうはいかないということです。市は、公務員保育士を目指している方へ（会計年度任用職員版）というような、こんなを作成しているようです。これに給料、手当、ボーナスが幾らあるという表を載せております。これを見れば、非正規の保育士さんは民間から公立へ移ろうと考えるのは当たり前のことだと思います。さらに、加配保育士のほか、パートの配置など、様々な部分で公立保育所のほうが配置数が多いのに対して、民間保育園では早出、居残りをはじめ、一人何役もこなさなければならず、保育士さんが大変だということも聞きます。民間保育園でも公立と同じような労働条件でできればよいのだけれどもと民間保育園の方々が言われていますが、補助があるといえども、それで追いつかず、人件費の確保がなかなか厳しいと言われております。

そこで、お伺いしますが、民間園に対して人件費に関する実際の補助は現在どうなっておりますか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 国の算定基準に基づく施設型給付費に人件費も含まれています。この給付費の加算項目に、保育職員の賃金向上、人材確保、定着率向上を図るために処遇改善加算が国の制度としてございます。これに加え、先ほどお答えしました市単独の補助金のうち、南国市幼児教育・保育副食費に係る補助金以外は、人件費そのものや人件費を含む補助金です。特に、加配につきましては、具体例として1日雇用で1か月17万1,700円、21日での時給換算ですと1,054円となり、賞与として年間22万3,210円以内、加えて事業主負担の社会保険料が補助されます。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 国の制度があるほかに、市単独の補助もしていると、特に加配については月に17万1,700円ですか、補助しているということですが、それは公立の会計年度任用職員と比較してどうなのかと、賞与としてまた年間22万円何がしかを補助しているとのことですか。

けれども、先ほど言いましたこの公務員保育士を目指している方へという資料によると、昨年度の数字ですが、賞与については経験なしの人でも年間50万円と書かれています。公立と同じレベルにするためには、補助金22万円に加えて、あと28万円ですか、という数字は必要になってくるということです。とても民間保育園では出せる状況にないというのが現状です。

南国市の保育施設に入所する子供たちは、加配などを含めて等しく平等な環境が保障されるべきです。市が公立保育所で働けばというような資料を作成して保育士確保に努めているのであれば、民間園でも同じ労働条件で保育士が確保できるように財政支援をすべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 財政的支援は必要だと考えております。先ほどお答えしました補助金が財政的支援となりまして、この補助金につきましては毎年見直しを行ってまいります。以上でございます。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 毎年見直しを行っていくということですが、ぜひ公立の会計年度任用職員の労働条件に見合うような補助の検討をよろしくお願いします。

このこと、民間保育園への財政支援について市長の考えをお聞きしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 市の令和8年度採用試験におきましても、2次試験通過者は1名で、市が採用する際にも保育士の雇用は困難な状況があります。実態として公民の賃金格差があるため、民営保育園での保育士の雇用が困難であり、保育園の運営に苦慮されているということは認識しております。しかし、課長答弁であったように、近隣市より手厚い南国市単独補助金の財政支援を行っており、新たな支援は難しいところです。公務員賃金が人事院勧告により今後も上昇し、賃金格差が広がるのが想定されますので、市長会を通じ、国に抜本的な対策を要望したいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 国に要望するけれども、市単の新たな支援は難しいというようなお答えでしたけれども、色よい返事がいただけませんが、南国市の保育行政が民間保育園に頼っている、民間保育園がなければ成り立たないのが現実です。何せ入所児童の3分の2は民間保育園に通っているのですから。公立でも保育士確保に苦労していると言われましたが、市長も公

民の賃金格差によって民間は苦勞しているとお認めのように、民間園は公立以上に苦勞されております。市長が直接民間保育園の関係者と話合いを持って、民間園の御苦勞や要望を聞いていただきたいと思います。これは質問を伝えていませんでしたけれども、できれば市長のお返事をいただきたいと思いますが、直接関係者と話合いを持つというようなことをぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） そのような機会がありましたら、ぜひ出席させていただきたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） すいません、突然。

ところで、令和5年4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足し、こども大綱が閣議決定されて、子供の視点に立ったこどもまんなか社会の実現を目指すことが掲げられています。これに基づいて、高知県では今年4月に高知県こども計画が策定され、南国市でも現在第3期子ども・子育て支援事業計画の策定が進められていると思いますが、子供の視点に立ったこどもまんなか社会の実現を目指して取り組んでいただきたいと思います。子供の視点から考えれば、先ほど申し上げたとおり、公立、民間、どこの保育園に入所しようとも、公平、平等な保育環境を整える責任が市にはあると思います。

そこで、提案ですが、特に加配保育士の配置について財政的支援が難しいのであれば、市は公立保育所の保育士だけでなく、民間保育園の加配保育士についても市が雇用して民間に派遣する、こうした形で加配保育士の配置を保障して、子供たちに平等な保育環境を保障してはどうでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 議員からの御提案でございますが、市で雇用した職員を保育園とはいえ、果たして民間へ派遣できるのか、また現在加配保育士の雇用に対して南国市の単独補助事業として南国市特別加配保育・教育事業費補助金を出しておりますが、市で直接雇用となれば、この補助金を超える人件費が必要になると考えられ、課題もあると思います。今後、財政面も考慮しながら慎重に検討をしたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 派遣できるかどうかというのはなかなか課題もあるかと思いますが、市が直接雇用となれば、補助金を超える人件費が必要となるということで、補助金

の金額の増額も含めて検討するというようなお答えもあったと思います。民間保育園の現状を十分理解された上で、なお検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そもそも公民の賃金の格差をなくしていかなければ、保育士人材はどんどん公立へ流れていきます。加配に限らず、担任の保育士さんも例外ではないようです。民間園の人手不足は深刻で、このままでは子供たちを受け入れたくても、保育士不足で今の受入れ体制が組めなくなる可能性もあるということをお聞ひします。市長には真剣に民間園の現状を認識していただきたいと思ひます。

ところで、民間保育園といつても、8園中6園が公設民営、2園が民立民営です。そこで、私は今回の保育行政の2つ目を民立保育園の施設整備と、あえて民立保育園と通告しました。この民立保育園の保育園、具体的には吾岡保育園と浜改田保育園についての質問をします。

公設民営園の施設の大規模改修については、市が行うことになります。当然、移転、改築についても市が行うわけで、それが現在進められている十市、稲生の高台移転です。全て市の責任で市の予算で行われております。これに対して、民立民営の保育園は土地の取得から園舎の建築まで、全て設置法人が行わなければなりません。私は以前に津波浸水区域にある浜改田保育園の移転について質問しましたが、そのときはそうした要望は聞いていないということでした。では、浜改田保育園が津波浸水区域にあるということについて、移転も含めて入所児童の安全対策について市はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 津波浸水区域内の保育施設につきましては、巨大地震注意が発表された際に、その期間中、津波浸水区域外の保育施設での保育実施をすることを検討中です。また、浜改田につきましては、津波避難タワーに避難をしますので、緊急避難場所の生活環境を確認し、不足物があれば補うよう現在取り組んでおります。移転につきましては、浜改田保育園からの建て替えに対する要望はなく、具体的な計画はございません。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 目の前に津波避難タワーもありますけれども、子供たちの安全を第一に考えた対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つの吾岡保育園ですけれども、先月15日に開園50周年おめでとう会という催しが行われました。昭和50年に開園され、50年という長い歴史を持つ保育園で、園長先生のお話によると、卒園児1,291人に上るということで、南国市の保育行政に多大な貢献をされてきました。けれども、50年たつと園舎も築50年となって建て替えが必要な時期に来ています。そのため、

数年前から移転、改築が検討されていますが、なかなか実現には至ってない状況です。私は以前にも一般質問で吾岡保育園の移転計画に対して市からの援助をお願いしたところ、担当課長からは協力、支援しますというお答えがあります。言葉だけでなく、ぜひ実行に移していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 10月3日に吾岡保育園より依頼があり、周辺地権者宅へ同行訪問をしたところです。今後も依頼があれば同行いたします。また、用地購入や園舎建築に関する情報収集や園舎の規模など、ある程度具体化した際には、財政面での支援など、可能な協力支援は行ってまいります。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 園舎の土地とかもある程度具体化したときというようなことですが、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

ところで、国立保育園の施設整備、建て替えなどには、国の補助金や交付金など国庫に頼る制度もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 就学前教育・保育施設整備交付金があり、国2分の1、市4分の1、実施主体4分の1の補助率でこの補助金がございます。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 国の交付金制度もあつてですが、それでも実施主体、すなわち設置法人に4分の1の負担が必要ということになります。吾岡保育園の移転、改築については、別の要素も加味して考えてはどうかと思います。公立の里保育園についてですが、ここも吾岡保育園の1年前、昭和49年に建築されていて老朽化していますし、何よりも問題なのは、津波浸水区域にあるということです。十市、稲生の保育園のように、浸水区域外への移転を検討すべきだと思います。そこで、保育所の場所から吾岡保育園の移転、改築と結びつけて検討してはどうかということです。

いずれにしても、そういったことを踏まえて、南国市の安全・安心な保育行政を維持していくためにも、用地交渉から移転、建築費用まで法人任せにするのではなく、市がもっと積極的に関わってほしいと思います。市からの物心、つまり財政面、手続面、両面での積極的な支援をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 吾岡保育園の建て替えの必要性につきましては、施設の老朽化や、以前から園からも要望いただいておりますのでございまして、相当以前から用地交渉等も進められておったということは認識しておりますし、私自身も実際に地元の説明会にも行ったこともございます。全然そちらの園の移転につきましては、行政として協力できるところは協力をしてきているというように私自身は思っておりますのでございます。国の就学前教育・保育施設整備交付金につきましても、補助対象外となる費用も発生しますので、用地規模の建て替え計画が具体化した際には、吾岡保育園と十分な協議を行いまして、市としての財政面での支援を行っていきたいと考えます。また、手続面につきましては、子育て支援課を中心に必要な支援をこれからも行ってまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 私、里保育園のことを持ち出したんですけれども、それには触れられませんでしたがけれども、私の私見を述べさせていただきたいんですが、公立保育園の建て替えには国の補助制度はなく、全額市費、市の一般財源で行わなければなりません。民間、民立保育園には、国2分の1の補助金があります。市が4分の1、実施主体が4分の1ということですが、そこで吾岡保育園の建て替えに合わせて、里保育所について、大湊保育所を廃止したときのように、津波浸水区域ではない周辺の保育所に児童に移ってもらうという方法もあるのではないかと思います。他の地区から里保育所に通っている方が多いということも聞いていますし。もちろん特に三和地区の皆さんの御意見を伺う必要があると思いますけれども、今進められている十市、稲生保育園についても、移転して2園が1園になるということもあります。つまり、立地場所からいって、吾岡保育園の建て替えを官民協力して検討、対応してはどうかということです。そうすると、里保育所を単独で全額市費を投じて移転するのと比べて、国の補助制度を活用して吾岡保育園の移転を行って、設置法人の負担分、4分の1ですが、これの全額を市が補助しても、トータルで少ない市費で済むのではないかなというふうに思います。そして、南国市の安全で安心、快適な保育環境を整えることができるのではないかなと思います。もちろん規模の問題もありますけれども、これは一つの方法論で、私の私見でして、吾岡保育園の方と話をしているわけでもありませんので、言い過ぎたと吾岡保育園のほうからお叱りを受けるかもしれませんけれども、関係者とともに市長も言われましたが、よく話し合ってよい方法を考えていただきたいというふうに思います。こういった方法について、事前に課長とも話してませんので質問ではありませんが、市長、一言いただければ。どうでしょう。もうええですか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員の言われた、そういった方向性っていうのも、以前そういった議論もしておりました。おりましたが、以前の計画が途中でもう断念せざるを得ない状況になりましたので、今はまたそれが白紙になったような状況になっております。そういった考え方というのはもちろんあるというようにも思いますので、また地域にはそんな話はまだこれからのお話ですので、そういう方向で進めるときは、地域にも下ろしていきたいというように思います。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） すいませんでした。ちょっと私が思いつきみたいなことを言ったかもしれませんが、いろんな方法でとにかくもう園舎が老朽化して大変な状況になっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。現在130人という、定員120人対して130人という子供たちが吾岡保育園に通ってます。とても老朽化で苦勞されているようです。用地選定、用地交渉からさらに財政面など、できる限り早く移転、改築が実現できるように御協力を重ねてよろしくお願ひしておきます。

なお、令和元年6月議会で民営保育園の人材確保並びに職員の処遇改善のための運営補助拡充と老朽化している園舎建て替えについてという陳情が採択されております。それを申し添えて、保育行政の質問を終わります。

次に、教育行政として、学校施設についてお伺いしていきます。

学校施設については、耐震化をはじめ、順次施設整備が行われております。

まず、確認したいのはトイレの洋式化についてです。トイレの洋式化については、各校順次整備していく計画がありましたが、その進捗状況はどうなっているのか。というのも、大篠小学校についてですが、昨年度南舎のトイレを洋式化する計画でしたけれども、空調設備の不具合で急遽その補修の必要があって、それに多額の予算を回したためにトイレの洋式化ができていないということです。

そこで、お伺いしますが、市内の小中学校のトイレの洋式化の進捗状況と、今後の計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） トイレの洋式化につきましては、令和2年度から第1期トイレ改修計画として、各校男女ワンブロック程度の改修を計画し、令和5年度までに小学校9校、中学校3校のトイレの洋式化が計画どおり完了いたしております。その後、第2期トイレ改修

計画として、令和6年度に日章小学校並びに長岡小学校、令和7年度には後免野田小学校の工事を完了いたしました。令和8年度に改修を計画しておりました国府小学校につきましては、計画より1年遅れで令和9年度工事に向けて取組を進めて、来年度当初予算に設計費を計上する予定となっております。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 大篠小学校のトイレ、南舎ができてないということについてはちょっとあれでしたけれども、大篠小学校のトイレですが、北舎は既に洋式化されて、1階から3階まで各階に、男子トイレは小便器4つと洋式2つ、女子トイレは洋式が4つあります。一方で、南舎については洋式化されておらずで、各階に男子トイレは小便器5つと和式が2つ、女子トイレは洋式2つと和式2つとなっております。つまり、男子トイレには洋式はなく、女子も2つだけということです。ところが、その南舎3階には4年生と5年生の教室があって、合わせて250人の児童がいるとのこと。その児童たちの中には、和式を使えない児童もいて、その子たちは北舎のトイレや外のトイレに行ったりしているそうです。そのため、休み時間に済ませることができない児童もいて、授業中に行くこともあるそうですし、失敗をする児童もいるそうです。このことは児童にとって大きな精神的ダメージになります。したがって、学校としては児童数からいってもとてもトイレの数が足りず、洋式化とともにトイレの数自体も増やさないかということです。

そこで、お伺いしますが、大篠小学校のこうした現状を踏まえて、トイレの整備についての教育委員会の見解と対応、今後の計画についてお伺いします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） トイレの計画ということですが、2027年度で蛍光灯の製造が終了いたします。現在、全ての学校が2028年度までにLED化が完了するよう、国の補助事業を活用しながら取組を進めているところであり、残るトイレの洋式化につきましてはそれ以降となります。今後は、避難所として利用される体育館のバリアフリー対応としての多目的トイレの整備も併せて検討していく必要があると考えておりますので、財政負担も考慮しながら、できる限り早い時期に改修できるよう計画的に施設整備に努めてまいります。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） LED化を2028年度までに先に済ませて、その後ということですので、2029年度以降ということになります。あと3年、4年は待たないといけないということになります。今の在校生には我慢してもらわなければならないのかなということですが、早くこのト

イレの問題を解決するように重ねてお願いしておきます。

大篠小学校の施設整備について、もう一点、体育館にエアコンを整備してほしいということです。近年、熱中症対策として、真夏に限らず校庭など、校舎外の活動に制限がかかっています。今年の9月には、外での活動ができた日が5日しかなかったということです。多くの児童が休み時間に外に出て遊ぶことができず、教室で過ごしているようですが、児童数が多いので、体育館で過ごすようになればよいのだがというのが校長先生の言葉です。

そこで、お伺いしますが、大篠小学校の体育館にエアコンを設置できないでしょうか。大篠小学校の体育館は、災害時の指定避難所にもなっており、そちらの面からも空調設備の必要性は高いと思います。教育委員会の立場、防災の立場、それぞれからお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 現在のところ、市内小中学校の体育館への空調設備導入に向けての計画はございません。家庭科室など一部の特別教室についてもエアコンが設置できていないため、調理実習の際の食品の衛生管理上、特別教室へのエアコン設置を優先して計画しております。体育館へのエアコン設置につきましては、一定国からの補助もございますが、各学校ともに校舎、体育館、プール等の老朽化も進んでおり、電気、給水関係などの必要不可欠なインフラの維持管理のほうを優先して行っているところです。エアコンについては、導入に係るイニシャルコストやランニングコストも大変大きいため、現時点で体育館へエアコンを設置することについては財政的に難しいと考えております。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 避難所の空調対策は、近年の極端な気象状況を見ましても、災害関連死を防ぐための重要な対策であると認識しております。本市の避難所の空調対策といたしましては、南海トラフ地震の発生を見据え、迅速な導入を図るという観点から、移動式の空調機器と発電機の導入を進めているところです。本年度は2台を導入いたしました。移動式ということもあり、必要な場所に必要ときに配置し使用することができるというメリットもあります。助かった命を守るため、引き続き空調機器をはじめ、避難所の環境整備に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 教育委員会のほうも危機管理課のほうも、エアコンということについてはなかなか難しいというようなお答えだと思いますけれども、避難所としての対応のほうは

早いのかなど、移動式空調機ということですので、いずれにしろ対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大篠小学校の状況については、元大篠小学校の校長でいらっしやいました竹内教育長なら児童の状況も含めて御理解いただけるのではないかと思ひますが、教育長はどのように対応したらよいのかとお考えでしょうか。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 大篠小学校の御質問にお答ををいたします。

西山議員にも大変御心配をおかけをしておりますが、御存じのように大規模校である大篠小学校は、施設の老朽化が進んでおり、いろいろなところで改修や補修が必要となっております。課長も申しましたが、近年では校舎の増築以降もエアコンの大規模な入替えや電源設備の大規模改修、またプールの改修や高架水槽の更新、また校舎のLED化など大規模な工事が連年で続いております。現状では、すぐの建て替えも困難なため、部分的な改修で対応している状況です。大篠小学校の場合は、環境整備の不具合があれば影響を受ける児童も大変多いため、優先的には対応してまいりました。しかし、それが現状では追いついてない状況もあり、大変御不便をおかけして申し訳ないと思っております。

御指摘をいただきました南舎のトイレにつきましても、西側にある南舎は建築物全体の補修や改築についての検討が今後必要であることや、体育館のエアコンについては、国も現在補助率の増加を検討中であるということもお聞きしておりますので、その動向も注視しながら今後の対応について検討してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） なかなか難しいようで、なかなかすぐには解決に至らない様子が、教育長の任期はいつまでやったか分かりません、忘れましたが、任期中に解決できればよいと思うんですが、ぜひ御努力をお願いします。

学校の施設整備については、財政状況も厳しい中でトイレやエアコンの整備のほか、電灯のLED化も進める必要があるというふうに思ひますが、子供たちのためにより教育環境、学びの場を提供できるような整備を重ねてお願ひしたいと思ひます。

市長、何か一言あればお伺ひしたいですが、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど学校教育課長も申しましたとおり、小中学校の改修ということには様々な要望もあるところでございまして、それを着実に進めていくことが必要であろうと

いうように思っております。限られた財源の中でどのように進めていくのか、計画的にそれを進めていきたいというように思います。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 限られた財源の中でというようなことでしたけれども、昨日の高知新聞にですけれども、高知市小学校、遊具消えるという記事がありました。校舎の耐震化など、児童の安全を優先して遊具の修繕、新設が進まないということです。市長が言われたように、限られた財源の中で優先順位つけるのもなかなか仕方がないかなと思いますけれども、特にトイレについては児童の学校生活において必要不可欠なもので、児童の心身の健康にも影響するものだと思います。早期にこの問題が解決するようにお願いしておきます。

最後に、防災行政について質問します。

9月1日付で危機管理課から県内一斉避難訓練実施のお願いという文書が自主防災会に送られてきました。内容は、11月1日午前10時から避難訓練開始で、開始時刻に、1、防災行政無線で放送、サイレン吹鳴、2、緊急速報メールの送信を行うということで、避難訓練を実施していただきたいというものでした。そこで、私の住む地区の防災会では、これに合わせて炊き出し訓練を行う計画を立てました。地域の住民の方にはお知らせとして、11月1日10時に緊急速報メールが届くので、このメールを合図に部落公民館に集合してくださいというものでお知らせしました。できる限り実際の災害に近い形にしたいということで、事前には準備せずに、集まった人数によって必要な食材の買い出しに行き炊き出しを行う予定でした。ところが、10時になってもメールが届かず、訓練を開始できない状況になりました。これ危機管理課に確認すると、システムのトラブルでメール送信できなかったということでした。サイレンと放送はあったようですが、非常に音量が小さかったようで、私は家の中で待機していましたが、全く聞こえませんでした。それでも訓練はどうなっちゃうと言いながら十四、五人の方が公民館に集まったので、そこから買い出しをして炊き出しの訓練を行いました。それにしても、市民に訓練の依頼をしておきながら、システムトラブルによってメール送信ができなかった。こんなことで本当に災害が起こったとき、大丈夫なのでしょうか。

そこで、お伺いしますが、この11月1日の県内一斉避難訓練について、準備から実施を行った担当課の対応、そして反省を含めた検証についてお伺いします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 11月1日の一斉避難訓練の実施に際し、緊急速報メールでの伝達ができなかったことにつきまして、住民の皆様、各地域で訓練を計画していただきました防

災会の皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。

本訓練につきましては、世界津波の日、津波防災の日である11月5日を中心に、各地区の自主防災組織が訓練等を実施するきっかけとしていただくために、毎年防災組織へ呼びかけを行っているところです。例年、次年度に向けて年度の終わりに訓練予定日を各自主防災組織にお知らせをし、訓練日時が近づいてきた段階で改めてお知らせの文書をお送りしております。本年度は、3月28日に一斉避難訓練をはじめとして、次年度の防災に係るお知らせをお送りし、9月1日付で改めて訓練内容を含めてお知らせをいたしました。

今回、緊急速報メールの訓練報が伝達できなかったことの原因につきましては、機器の不具合ではなく、緊急速報メール伝達訓練実施について高知県へ申込みができていなかったことであります。緊急速報メールは、通常高知県総合防災情報システムを通じて配信いたしますが、訓練で使用する際には誤って配信することを避けるため、高知県への申請が必要となっております。今回この申請が抜かっていたために配信ができなかったものであります。南海トラフ地震対策として避難訓練を繰り返し実施することは、非常に重要なことでもあります。今回の件を反省として、地域の皆様が実災害に即した訓練を実施できるよう、改めて取り組んでまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 県への申請が抜かっていたというようなことで、初歩的なミスが、これはあってはならないことですので、システムが正常に結局作動しなかったということになります。常にそういったことは確認しておかなければ、何の役にも立たないということになります。昨夜、北海道三陸沖地震ですか、大きな地震もあって、高知県も南海トラフ地震については他人事ではないことですので、ぜひそういった確認も常日頃からお願いしたいと思います。

ところで、国土交通省四国地方整備局は、11月11日に南国市で大規模災害時の県全域の支援活動の拠点を開設するという訓練を行いました。これは、南国市が空港や高速道を有する交通の要衝であるとともに、市役所庁舎が津波浸水区域外にあることから、南国市庁舎を拠点として開設するという協定を今年3月に締結しており、緊急災害対策派遣隊の拠点を市庁舎と駐車場に開設するという初めての訓練だったとのこと。この訓練を行って、その成果と課題についてお答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 11月11日に実施されました拠点開設訓練は、今年3月に締結した大規模災害時の緊急災害対策派遣隊テックフォース活動に係る拠点利用に関する協定に基づ

いて、国土交通省地方整備局により行われたものです。訓練には、地方整備局から8名、本市から3名参加し、南海トラフ地震が発生したという想定で、緊急災害対策派遣隊、いわゆるテックフォースが被災箇所の迅速かつ的確な災害対応を行うことを目的として、協定に基づき南国市役所庁舎を拠点として開設する手順等を確認いたしました。

市としまして、四国地方整備局より拠点開設の依頼を受け、許可を行った後、四国地方整備局による拠点の設置作業やテックフォースへの進出の指示、ヘリコプターによる空撮映像の伝送やその映像の確認などを行いました。一般通信回線の途絶を想定し、スターリンク衛星を使用した通信を行うなど、本番に近い形での訓練内容でありました。

今回の訓練では、本市としては四国地方整備局の拠点開設までの手順確認が主な訓練目標であり、その目標は達成できたと考えております。今後の課題といたしましては、四国地方整備局が開設する拠点で収集される情報を市の災害対応として生かせるように、市の災害対策本部と四国地方整備局との連携をどのように図るかということでもあります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 今回の訓練の目標は達成できたということでしたけれども、このように、南国市は南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、高知県全体の拠点となる自治体だということです。システムのトラブルなど絶対あってはならないということですけれども、とりわけ市民への正確かつ迅速な情報伝達は災害発生時には大変重要なことです。日頃から管理を重ねて徹底をお願いしておきます。

話を自主防災会のことに戻します。先ほど11月1日の防災訓練については、実施について各防災会に報告を求めていましたけれども、その状況を教えてください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 訓練の報告につきましては、参加者人数や訓練内容を中心に報告のお願いをしており、現時点で70組織から報告をいただいております。自由記載の欄に詳しい訓練内容や訓練を実施しての課題などを記載していただいている防災会もあり、各地区での実施状況の確認と合わせて、市としての今後の施策の検討に活用させていただいております。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 防災会によって様々な訓練の取組が行われているということですので、私たちが参考にしたいと思いますが、せっかく報告を求めているので、そうした情報を周知して共有するべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 先ほどの答弁でも触れましたが、報告の中には詳細な訓練内容や独自の訓練の実施について記載をいただいているところもあります。取りまとめの上、各自主防災組織へ情報提供してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ぜひ私たちもほかの防災会の取組を参考にしたいと思います。よろしくをお願いします。

ところで、危機管理課から11月14日付で自主防災組織が保有する防災備蓄資機材のアンケートについて依頼という文書が防災会に届きました。文書には、自主防災組織間で情報共有し、各地区での対策の参考にさせていただくことを目的にとあり、取りまとめて各防災組織へ情報共有するとあります。しかしながら、もらった情報をどのように活用するのか、各地区での対策の参考にと言われてもなかなか分かりません。このアンケート結果をどのように活用することを想定しているのでしょうか。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在、本市には171組織の自主防災組織があります。各地区で想定される災害リスクが違う中で、防災資機材につきましてもそのリスクを反映したものを整備されている場合もあります。また、防災資機材も過去に発生した災害を教訓に、年々改良や新しいものが登場しております。このような状況の中で、各地区での防災資機材について不足がないか、あるいはさらに役に立つ資機材がないかなどを改めて確認いただくことを想定してアンケートを実施いたしました。

今回のアンケートにつきましては、現時点で50組織から回答をいただいておりますが、先ほど議員から御指摘いただきました訓練実施内容と合わせまして情報提供、情報共有をさせていただきます。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 各地区での対策の参考にとというのが、単位防災組織のことだったんですね。私は大篠地区とかもっと広い範囲の地区というふうに考えたので、質問させていただきました。市からはいろいろと文書が届いて回答を求めてきます。例えば、今回の保有している資機材などは、依頼してきた文書に、結成時または再整備事業を活用して資機材の整備を進められているとあるように、提出されている補助申請や実績報告をまとめればよいのではないかと思ったりもします。何が言いたいかということ、危機管理課の人員が足りているのかな

と、事務は滞ったりしてないのかなということですが。市民の命と財産、安全・安心を守る拠点部署ですので、気になるところです。

そこで、質問ですが、最初の市長の政治姿勢の質問で触れた令和8年度予算編成方針にあった職員数の適正化による人件費の見直しというくだりについて、歳出削減策として掲げているということは、職員数の削減と解釈するところですが、例えばこの危機管理課の人員体制など、増員が必要ではないかと思われる部署があると思います。予算編成方針に掲げた職員数の適正化を現状の市役所の機構人員配置からどう捉えているのか、そして人件費の見直しにどう結びつけていくのか市長の考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 職員数の適正化につきましては、単に職員数を削減するというのではなく、事務事業の見直しや事務改善により、職員1人当たりの業務負担を軽減し、市役所の機構の中で今ある人的資源を有効かつ効率的に活用していくことで人件費の見直しを図りたいというように考えております。以上です。

○議長（西本良平） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） なかなか難しい課題だとは思いますが。市役所も私が在職していた頃と違って、近年は3か月に1回ぐらい職員採用しているようで、先ほど前田議員も触れられておりましたけれども、なかなか職員採用に結びつかないようなことで苦勞されてると思います。職員の皆さんには、時間外勤務など過度な労働時間にならないような、適切な配置に留意していただきたいと思います。前回有沢議員も触れておりましたけれども、過度な労働時間外勤務は職員が疲弊してかえって非効率になりますので、市民サービスに影響が出ないようにするためにも適正な機構、人員配置を心がけるようお願いして、今議会での私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時50分 休憩

—————◇—————

午後1時 再開

○議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） 御苦労さまです。社民党で民主クラブの今西忠良でございます。

第444回の12月市議会定例会に通告をしました私の一般質問は3項目であります。以下、順次通告に従って質問を行いますので、答弁のほうよろしくお願いをいたします。

まずは、防災行政についてであります。

1項目めは、南海トラフ地震臨時情報についてであります。

昨年の2024年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意に多くの地域がどう対応すべきか悩んでもきました。戸惑いの経験を糧に、地域防災計画に手順や詳細を明記をしたり、備えを進めてきた自治体も数多くあると思います。また、民間でも対策を整備をし、被害軽減に向けて様々な模索を続けているのが今の現状ではないでしょうか。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生をするか、通常とは異なる地殻変動など異常な現象が観測をされた後、調査をし、そして気象庁の検討会が現象を評価し、巨大地震注意あるいは巨大地震警戒としていくようであります。南国市では、この臨時情報を受けて地域防災計画の見直しやその対応についていかがされたかお尋ねをします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南海トラフ地震臨時情報に関しましては、令和元年5月31日から気象庁により運用が開始されました。臨時情報の運用開始を受けて、本市でも発表時の対応について検討し、令和3年度にその対応について南国市地域防災計画への位置づけをいたしました。昨年8月8日に初めての臨時情報が発表されましたが、本市の対応につきましては、国及び県の定める対応方針を参考に、既に防災計画へ位置づけておりましたので、特段の見直し等は行っておりません。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。昨日、12月8日深夜11時過ぎでしたか、北海道三陸沖でマグニチュード7.6、震度6強という地震がありました。この中で、またこれも初めてのようすけれども、後発地震注意情報というのが出されたようであります。これは事前避難等は求めない、1週間程度はそれぞれ備えてくださいという呼びかけのようでありました。

次、2点目ですけれども、南国市は地域防災計画の見直し等については、以前より先進的に取組もしておりましたので、素早く対応しているということでありました。政府が今年8月に改定をした対応方針を踏まえ、どのような対応を図れてこられたのかお尋ねをいたします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 昨年8月に発生した日向灘沖地震の発生により、運用開始以降初めて発表された南海トラフ地震臨時情報を受けて、内閣府では臨時情報発表時の防災対応がより円滑に実施できるよう、南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインを改定いたしました。本市としましては、既に改訂版の防災ガイドラインで示される対応方針以上の対応を防災計画に位置づけておりますので、今回の改定を受けての見直しは行っておりませんが、臨時情報の意味や発表時の住民に求められる防災対応についてさらに強力に啓発していく必要があると感じております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきましたが、南国市では国の指針以上の取組が進んでいるということですので、なお一層の市民に向けた周知や啓発に努めていただきたいと思います。

次に、3点目ですけれども、市民大衆向けには様々な取組が進んでいるようですが、高齢者施設、障害者施設、児童養護施設等の要配慮者施設への対応はどのようなものになっていますか、お聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 要配慮者施設への対応といたしまして、本市では臨時情報、巨大地震注意、または巨大地震警戒が発表された際には、市内小中学校、保育所、園を休校、休園にすることを対応方針として定めております。これは、臨時情報を子供の命を守ることに最大限生かすとの考えの下に決定したものです。ただし、国の方針では、臨時情報、巨大地震注意の場合は社会活動を止めることは想定していないため、本市として巨大地震注意が発表された場合の小中学校、保育所、園の対応について現在関係課と協議を進めているところです。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきましたけれども、要配慮者等の施設の対応についてはあまり進んでないというか、取られてないように感じておりましたけれども、主に小中学校、保育所、保育園への対応がずっと今日まで中心になって取り組まれてきたと、このように考えております。要配慮者の施設等については、日頃から連携や意思疎通を図っていくことも非常に大切だと思いますし、施設等との連携や、あるいはアンケート調査などもしながら、日頃から周知、啓発等も図っていく、そのような方向も大事だと思いますので、なおよろしくお願ひしたいと思います。

次、4点目は南国市の防災備蓄の現状についてであります。

南海トラフ地震などの大規模災害に対して3日は県内物資で対応、最低でも3日は自分自身で用意をする個人備蓄を基本に、災害や津波で流失するなどして不足する物資を県や市町村が補い、想定避難者数などを基に県と市町村が定める県備蓄方針では、2027年度を目標達成としているようですので、南国市の基本8品目に対する備蓄の現状をお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 防災備蓄品のうち、基本8品目は令和3年6月に県内市町村及び高知県で策定した高知県備蓄方針に位置づけられた飲料水、食料、ミルク、毛布、生理用品、おむつ、トイレ、トイレットペーパーとなります。このうち、飲料水や食料、乳児用ミルク、小児用おむつ、簡易トイレなどは最低限の備蓄数量を満たしておりますが、毛布やトイレットペーパーなど、まだ必要量を達成できていないものもあります。本市では、津波避難タワーをはじめとした緊急避難場所への備蓄品整備や、また基本8品目以外にも必ず必要となる避難所でのパーティションや段ボールベッド、移動式空調機器の整備なども併せて進めております。今後も全体の進捗を管理しながら基本8品目の不足分について整備してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。県が今回初めて公的防災備蓄の8品目の達成状況を公表もしてきました。全品目で目標をクリアしたのは8市町村とのことでした。基本8品目以外にも必ず必要とする避難所での備蓄品は数多くあると思いますので、南国市におきましても、かなり進んでるようですけれども、さらに予算化と併せて整備に御尽力をさせていただきたいと思います。

次に、南海トラフ地震の発生確率の評価と対応についてであります。

政府の地震調査委員会は、9月26日、南海トラフ地震の発生確率について、発生確率の算出方法を見直し、発表もしてきたところであります。複数の計算方式を採用し、今年1月の時点では30年以内に80%程度としてきました数値を、今後は60%から90%程度以上、または20から50%と併記をすることにしています。1つの地震の発生確率を併記することは異例なことだと思いますが、非常に幅が広がり、どう受け取っていいのか迷う人も多いのではないのでしょうか。この件についてはどのように受け止めておられますか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今年9月に一部改定されました南海トラフ地震の長期評価につきましては、新たな知見を踏まえ、地震発生確率の計算方法を見直した結果として公表されたものであります。今回の改定により、今後30年の間に80%程度の確率で発生するとされていた

ものから、今後30年の間に60から90%程度以上の確率で発生するとされました。また、今回の見直しでは、従来は取り入れられてなかった地震発生履歴に基づく計算方法による確率も併記されており、その確率は今後30年の間に20から50%とされております。

以上のように、発生確率についての見直しがされましたが、本市の受け止めとして、南海トラフ地震は海溝型地震として周期的に繰り返し発生しており、直近の発生から既に80年近くが経過していること、今回の改定は地震発生の仕組みが見直されたものではないこと、また今回示された確率のどちらの場合も地震発生の危険度は最高ランクの3ランクであることなどから、本市としては従来どおり南海トラフ地震は喫緊の課題として捉え、対策を進める必要があると受け止めております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。まさに予測は不確かなもので、これに自治体も住民も振り回されることなく、課長答弁のとおりいつでもどこでも起きるを前提に備えが大切だと、このように考えます。

次に、国の見直しの意図と根拠、科学的知見、さらには計算方式とはどのようなものですか、お聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回の国による見直しの意図と根拠につきまして、まず今後30年の間に80%程度から今後30年の間に60から90%程度以上へ変更されたことにつきましては、これは従来から取り入れられていました地盤の隆起量に基づく計算方法により算出されたものですが、この計算方法の根拠としている高知県室津港の地震時の隆起量について新たな知見があったことから、その隆起量データを見直したこと及び地震発生確率を計算する方法を見直したことによるものです。具体的には、すべり量依存BPTモデルと呼ぶようですが、この計算方法により、今後30年の間に60から90%程度以上という数値が算出されたということです。また、今後30年の間に20から50%という発生確率につきましては、ほかの多くの海溝型地震で用いられています地震発生間隔のみを用いた計算方法、こちらはBPTモデルと呼ぶようですが、この計算方法で算出されたものであります。

今回、2つのモデルによる発生確率が出されたわけですが、これはそれぞれのモデルに長所、短所があり、2つの計算方法から算出される確率値に現時点では優劣がつけられないことから、両論併記となったようです。国としましては、地震現象の発生確率の計算に当たっては、どうしても不確実性が含まれる中で、この不確実性の度合いを定量的に示すために最新の科学的知

見を取り入れ、具体的な幅を示すという改善を行ったものであります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、地震の発生が相対的に高くない熊本県や能登半島で被害を多く受けてこられました。これをどのように見えていますか。また、科学的な根拠、発生確率やリスクで優劣はつけられないと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南海トラフ地震をはじめとする海溝型地震と活断層の活動に伴ういわゆる直下型地震の発生メカニズムの違いが発生確率の数字の違いに反映されております。海溝型地震の場合は、そのメカニズムから50年ないし150年程度の比較的短期間に周期的に発生することが多く、その記録も比較的多く残されています。一方、直下型地震をもたらす断層活動につきましては、日本全国に約2,000か所ある断層のうち、過去200万年前から現在までの間に活動した、または活動した形跡のある断層を活断層と認定し、発生確率を算出しております。過去の活動に関する情報が少なく、周期性なども不明なものが多いため、発生確率の算出が低く出る傾向にあります。また、そもそも判明していない活断層もたくさんあると推定されています。

南海トラフ地震の発生確率が今後30年の間に60から90%程度以上とされる中で、例えば平成28年に発生しました熊本地震は、発生前の確率は0%から0.9%とされておりました。このような状況の中でも震度7を観測する地震が発生しております。発生確率と発生した地震被害の大きさには相関関係はなく、海溝型地震といわゆる直下型地震を比較した場合、その優劣をつけることはできないと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。政府は発展途上の地震学を使った危機の強調に偏らずに、人文や社会科学の知見をもっと生かしながら防災行動につながる啓発等や方法、工夫をもっとすべきじゃないか、このように考えるところであります。

次に、南海トラフ地震への警戒がとて大きく、そのほかは比較的安全と受け止められかねません。このような弊害とも言えるような、こんな状況についてどうお考えですか、お聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在高知県内で活断層による地震発生確率の長期評価がされているものは1か所のみですが、四国全体では14か所の断層について評価がされております。そ

これらの30年以内の発生確率はほぼゼロ%から11%と、南海トラフ地震の発生確率と比較して低い数字となっております。ただし、先ほどの答弁で触れました熊本地震のように、低い確率でも地震は発生しております。現時点では、本市の直下での活断層による地震発生は想定されておりませんが、四国全体を見ますと日本最大の活断層である中央構造線が四国の北部を東西に走っております。それに伴う地震の規模も場所によりマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上が想定されております。

日本全体が地震活動期に入っている中で、本市としましてはまず発生した場合に最も大きな被害をもたらすと想定されている南海トラフ地震について、その周期性から比較的よく研究されている発生確率に関する情報を最大限生かし、対策を実施することが肝要と考えております。一方、能登半島地震や北海道胆振東部地震、大阪北部地震、熊本地震のように、多くの方が想定していなかった中で発生した地震があることも事実であります。四国でもこのような地震の発生する可能性があることをしっかりと認識する必要があると考えております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、地震の発生確率は非常に不確かなもので、数字の一人歩きがとても危険にも感じるわけですが、自治体での周知の在り方も大変重要やと思っておりますが、この点についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 海溝型地震、直下型地震のいずれにしましても、地震予知ができない中で、地震の発生確率には不確実性が伴います。60%、80%程度、あるいは90%といういずれの数字を取る場合でも、今回発生確率の見直しを行った地震調査委員会としては南海トラフ地震の発生確率は高いという認識を持っており、また住民への周知の際にも発生確率が高いこと、発生確率のランクは最も高いランクに位置づけられる確率であることを示すことが適切であるとしております。

今回の見直し以降、各地で実施する防災学習の際にも、危険度が大きく変わったものではないことをお示しし、この確率の変化が地域の防災対策の後退につながらないように努めております。今後も分かりやすく説明をし、一層の防災対策の強化につながるよう努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、個別避難計画についてであります。

災害時に自力での避難が困難な人、避難行動要支援者がスムーズに避難をできる計画を指すわけではありますが、個別避難計画の目指すものはどのようなものでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 個別避難計画は、避難の際に支援の必要な、いわゆる避難行動要支援者の避難支援を行うものや、避難先等の避難情報を記載した計画であります。一人一人に合わせて個別避難計画を作成することにより、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難を図ること及び避難先での避難生活を少しでもよりよく送ることができるようになることが大きな目的であります。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、2021年の災害対策基本法改正でどのように変わったかお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 2021年の災害対策基本法の改正により、先ほど答弁をいたしました個別避難計画の作成につきまして、市町村の作成が努力義務とされました。個別避難計画の基になる避難行動要支援者名簿につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正により市町村の作成が義務化され、作成が進んでおりますが、いまだ災害により高齢者を中心に避難行動要支援者の被害が多いことから、避難の実効性を確保するという課題を解決するために改正されたものであります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。2021年の法改正では、答弁にもあったように、市町村がその計画をつくるというか、努力義務はあるわけで、それが5年間という一つの方向が決まっております。これは、地域の自助、共助を活性化をし、誰も取り残さない防災の実現を目指すものであろうかと思えます。避難の実効性をさらに高めるように、行政としても努力を惜しまない取組をよろしく願いをします。

次に、円滑な避難への計画と実現には何が必要と考えられますか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 個別避難計画の作成には、日頃からケアプラン等の作成を通じて避難行動要支援者本人の状況等をよく把握している介護支援専門員などと連携することが重要であります。このことが災害時のケアの継続にもつながり、ひいては災害関連死を防ぐこと

になります。あわせて、本人、家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が住民同士の顔の見える関係性の中で計画を作成することも重要です。特に、発災直後の避難行動の際には、隣近所の助け合いが避難行動要支援者にかかわらず必ず必要なことではありますが、特に手助けが必要な避難行動要支援者に対して一層の共助が重要となります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、要支援者台帳の共有化と管理についてであります。

この件に関しては、実用的な計画と運用には苦慮してきました。個人情報との関係もあり、今日まで二の足を踏んでいるのが現状ではないでしょうか。改めて市当局と危機管理課のお考えと見解をお尋ねをします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 個別避難計画の作成に関しまして、今年実施いたしました内閣府と共催の地震津波避難訓練に合わせて「個別避難計画の作成と活用方法を学ぶ」と題した事前ワークショップを9月28日に開催しました。各地区の防災会から66名の方に参加いただき、先進事例の紹介や個別避難計画作成の課題、活用方法についてワークショップ形式で学びました。

計画作成の課題として一番多く聞かれた意見は、避難行動要支援者台帳などの個人情報の取扱いについての不安であります。また、その個人情報を防災会や防災会長が管理することの負担感が大きいことも挙げられておりました。個人情報をあらかじめ提供することに同意をいただいている場合であっても、平時に同じ地域内の住民同士も個人情報を知る、管理をするということは抵抗が大きいことが分かりました。一方、先進事例を紹介いただいた日章地区の高田防災会では、市の作成する避難行動要支援者台帳は使用せず、地区の全ての世帯を回り、個別に同意をもらった上で世帯の避難台帳を作成しておられました。避難行動要支援者の情報などセンシティブな情報は、地域のつながりの中でお互いに必要性を理解した上で管理することが実効性のある個別避難計画の作成の早道ではないかと感じたところです。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。まさに危機管理課長の答弁が今の現状と実情じゃないかと、このように思います。要配慮者台帳については、台帳の理解や共有、認知をどう図っていくかということが大変重要だと思いますし、記載情報は個人の情報とともに家族の連絡先あるいは既往歴など、細かく記載をされております。今防災会の会長といたしますか、

代表者が厳しく管理、保管をして、秘密事項としての扱いになっておるような現状であります。真に生かせる、活用できるものでなければならないと思いますし、氏名とか必要事項のみ、シンプルな記載で防災会の会長あるいは自治会の世話役とか代表の下で管理をし、日頃から見れる、活用できる、いざというときに活用できる備えでなければならないんじゃないかとも思いますし、9月28日の、先ほど課長の答弁にもあったわけですがけれども、防災ワークショップの中でも皆さんの思いは今言われたとおりです。やっぱりそれをよりよいものに改善をしていくためにさらに努力とお願いをしたいと思います。

次に、災害用トイレの整備状況と課題についてであります。

南海トラフ地震対策の抜本強化加速化に当たって、計画ポイントの一つは命をつなぐための避難環境の整備の強化を図るとして、能登半島地震では避難生活による災害関連死が相次いで発生したことも踏まえて、避難所におけるトイレやベッド、冷暖房など、整備促進による生活環境の充実に取り組むこととされてきました。また、東日本震災や熊本地震、能登半島地震のいずれの災害においても、被災者のトイレ対策が課題に上がってまいりました。

そこで、南国市の災害用トイレの備蓄についての指針や考え方をお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害用トイレなどの備蓄品につきましては、高知県備蓄方針及び南国市備蓄計画に基づき、順次整備を進めているところです。災害用トイレに関しましては、南海トラフ地震で想定される最大想定避難所避難者数1万6,000人を基準として、トイレ1基当たり50人が使用することを想定して、ポータブルトイレやマンホールトイレの整備、トイレ処理剤の備蓄などを進めております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 2点目ですけれども、トイレに行きたくないから水分を控えていると、能登半島地震で被災をされた人々の声であります。水道施設が被害を受け、多くのトイレが使用できなくなり、便意を我慢し、水分補給が不足、健康への悪影響が懸念される事態も起きたところです。昨年11月22日に閣議決定をされた総合経済対策の中にも、激甚化、頻発化する自然災害やインフラの老朽化の危機で対処できる、やはり人命最優先の防災立国というのは国土強靱化基本計画の中に基づいてありまして、自助であり、共助であり、公助を適切に組み合わせ、ハード、ソフト一体となった取組を推進することになっております。自然災害への備えに万全を期すために、発災時に快適なトイレやプライバシーを守るパーティション、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供できるような資機材の備蓄を推進をし、キッチンカーやト

レーラーハウス、トイレカーなどの登録制度も創設するなど、避難所環境をやっぱり抜本的に改善をする取組が明記もされております。こうした中での南国市の備蓄の現状と進捗状況をお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現時点で便座に関しましては、ポータブルトイレや自動ラップ式トイレなどを中心とした便座1,000基、マンホールトイレを2か所7基整備しており、1万6,000人を基準とした場合のトイレ数は満たしております。また、処理剤に関しましては、緊急避難場所を除く備蓄量は12万2,150回分となっており、1人1日当たり5回使用とした場合、1万6,000人に対して2.5日分の備蓄量を確保しております。今年度、大篠小学校及び新図書館にマンホールトイレをそれぞれ9基及び3基整備されます。また、トイレカーを1台導入する予定となっております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。トイレに関する備蓄もかなり進んでいますし、基準に達している分もあるようですし、今度はトイレカーも1台導入するということが決まったようです。大災害時に発災をした際、仮設トイレについても自治体が避難所を開設した後に調達、設置をするということもございますので、発災後は移動を阻む道路の事情や瓦礫やごみ、またその他交通も規制もあってなかなか調達、設置には3日以上もかかったりするのではないかと、このようにも思いますし、くみ取りの面についてもなかなか計画どおりに進まなくて、避難所の仮設トイレが使用できなかったという事例もたくさん出てますので、様々な角度とハプニングを想定しながら備蓄の進捗を図っていただきたいと思います。

次は、災害用トイレの整備について最後の質問になるわけです。国や県の指針と支援策についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現時点で本市としてのトイレの備蓄量の基準は、1基当たり50人で計算しておりますが、避難所の環境整備の観点から、国や県では災害時トイレの必要数について、スフィア基準に基づき1基当たり20人とするよう指針を示しました。本市のトイレ備蓄量につきましても、今後この基準に基づき見直す必要が出ております。高知県では、避難所の災害時トイレ対策に係る費用について、高知県地域総合防災補助金の中で補助対象として支援をいただいております。今後もこの制度を活用してトイレ整備に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございました。被災者はトイレの使用回数を少なくするために、水分や食事を十分取ることを控えたりして体調を崩したりするわけですので、非常にトイレの環境整備というのは大事だと言えます。災害用トイレの整備の加速化に向けては、財政的支援、先ほどもお話もありましたとおり、今後とも国と県の補助や支援制度の活用を図っていきながら備蓄の推進を図っていただきたいと思います。また、事業者によるトイレカーやキッチンカーの導入の推進も、そっちの角度からも考えていくことも大事だと考えますので、どうか御尽力をいただきたいと思います。

次に、2項目めの南国市の都市計画と産業振興、企業立地についての質問に移ります。

まず、市街化調整区域における様々な課題への対応とその取組についてであります。

南国市の市街化調整区域は、都市計画区域の92%を占めており、そして多くの既存集落がこの中に点在をし、人口も半分以上の53%強の市民がここで生活をしているわけです。このエリアに住んでいる市民からすると、子供たちや孫の家が建てられないとか、また市外の業者からは南国市になかなか企業進出したくても思うように立地をできないという切実な声が今日まで多くありました。

平成28年に高知県から高知広域都市計画区域での高知市を除く3市町に対して、市町が特定のゾーンを設定し、市町のまちづくりの方針に沿った建築物が建てられるように市街化調整区域における開発許可の抜本的な規制緩和を行っていく方針が示されました。そうした中で、南国市の実情に応じたまちづくりの方針に沿った土地利用が行えるように、高知県から開発許可の権限移譲を受けてきたところでもあります。この権限移譲から7年余りが経過をしました。市街化調整区域では、無秩序な開発を抑制することも大事でありますし、問われています。様々な制限もある中で、この地域振興と活性化のバランスをうまく取りながら進めていくことが大事ではなかろうかと思います。こうした中での土地利用による産業活動の在り方や進め方についてまずお尋ねをいたします。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 市街化調整区域におきましては、無秩序な開発を抑制する一方で、地域の産業ニーズに応じた柔軟な対応も必要となっております。本市では、例えばインターチェンジ周辺や国道32号、55号沿道などに位置づけております産業立地検討エリアにおきまして、企業の移転進出が可能となるような開発許可基準の緩和や、地区計画の活用を促進を図っておるところでございます。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、2点目です。

人口減少が進行する中でも持続可能なまちづくりを進めていくことは大変重要であります。今、地域のコミュニティーが衰退をしながら疲弊もしていく状況にあるのではないのでしょうか。地域の維持、再生につなげていくための地域振興や、その施策についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 本市におきましては、南国市都市計画マスタープランに基づき、人口減少局面にありましても持続可能なまちづくりを進めております。特に、市街化調整区域においては、地域コミュニティーの維持再生を図るため、県から開発許可の権限移譲を受けた後、空き家の利活用や既存集落での居住を促す開発許可基準の規制緩和を行い、定住環境の整備、促進に努めているところでございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、開発を進めていく上では、許可制度をはじめ、様々な制約が存在をします。許可基準の緩和や柔軟な見直し等についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 市街化調整区域は、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、農地や自然環境を保全することを目的としております。しかし、現在人口減少や少子・高齢化の進行、空き家の増加、既存集落におけるコミュニティー機能の低下など、従来の抑制主体の制度運用だけでは地域の持続性を維持しにくい状況が生じております。また、防災や産業振興の観点からも、地域の活力を維持するためには重要な対応が求められてもおります。

開発許可制度は、国が定める厳格な枠組みの下運用されており、自治体独自で自由に緩和することは難しい側面がございます。その中で、本市は平成30年度の権限移譲後、市街化を促進するおそれがないと認められる範囲内で独自基準による規制緩和を段階的に進めてまいりました。具体的には、既存集落の維持を図るため、集落拠点周辺エリアにおける住宅の立地要件を緩和いたしました。さらに、耐震性などの条件を満たすことを前提として、空き家の用途変更を認めることで、第三者による利活用を可能ともしてきたところです。これによりまして、岡豊、長岡、野田の3地区の集落拠点周辺エリアの人口は増加に転じており、併せて子育て世帯の流入といった効果も現れております。また、空き家の利活用につきましても、新たな基準の下で許可申請が増えてきており、市街化調整区域における空き家の解消が徐々に進んできてい

るところでもございます。

一方で、人口の自然減の影響は大きく、規制緩和後も過疎化が進む地域が存在していることや、津波浸水想定区域内の企業が移転先として希望する地域であっても、業種によっては現行の基準では十分に対応できていないといった課題も残されております。今後は、既存宅地や空き家の利活用のさらなる促進に加え、個々の既存集落が抱える課題の原因を検証しつつ、地域の実情に応じた開発許可基準の規制緩和の在り方について引き続き研究をしてみたいと考えておるところでございます。

また、産業立地が見込まれる主要幹線道路の沿道やインターチェンジ周辺では、地区計画の活用も含めて土地利用の可能性を広げつつ、本市の土地利用方針との整合性を保ちながら、地域の産業振興と持続的な定住環境の両立を目指したまちづくりに取り組んでみたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 詳しく御答弁をいただきました。

次に、開発や地域振興を進めていく上での南国市の上位法であります南国市総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等、これらの3本柱を踏まえた中での開発や地域振興計画の整合性も含めて、うまく取れていっているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 3つの計画についてでございますが、こちら3つの計画はいずれも将来都市像である「緑とまち笑顔あふれる南国市」の実現を共通の目標としており、内容の整合性は確保されております。

まず、最上位の総合計画では、本市の将来都市像を示すとともに、市政全般にわたるまちづくりの方向性を示しております。次に、都市計画マスタープランにおきましては、総合計画で示された将来都市像を都市計画の観点から具体化をし、土地利用や交通体系、そして都市施設の在り方など、都市づくりの基本方針を定めております。さらに、立地適正化計画におきましては、都市計画マスタープランの方針を実行段階に落とし込み、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、その実現に向けた誘導方策を示すことで都市計画マスタープランの実効性を高める役割を担ってもおります。

このように、総合計画で掲げた将来都市像を基軸とし、都市計画マスタープランで都市づくりの方針を定め、立地適正化計画で実行段階へと具体化することで、3つの計画は互いに矛盾することなく補完し合いながら一貫した都市づくりを進める構成となっております。以上でご

ざいます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、県から開発許可の権限移譲を受けてからもう7年以上が経過をするわけですが、この間南国市はどのように変化をしたとお考えでしょうか。また、同時にこの間における集落の状況や地域開発、企業立地等の進捗状況や、その成果等についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 権限移譲によりまして、独自の立地基準を定められるようになったことで、市街化調整区域における開発許可に係る運用の柔軟性が大きく向上しました。その結果、平成30年度から現在までに集落拠点周辺エリアの規制緩和による要件で許可された住宅件数は221件に上っております。また、空き家の利活用につきましても、新たな基準の導入により56件の空き家が解消され、転入者の増加やコミュニティーの維持に確かな効果が見られております。特に、集落拠点周辺の一部地域では、子育て世帯を中心とした転入超過、社会増が確認されており、定住促進の観点からも成果が現れているところでございます。

企業立地の面におきましては、インターチェンジからおおむね1キロメートルの区域におきまして製造業、運輸業、卸売業の立地を認める緩和を実施したことで、企業進出が着実に進み、これまでに製造業1件、運輸業4件、卸売業5件の合計10件の立地が実現いたしました。新たな雇用創出や地域経済の活性化にも寄与しているものと認識をしておるところでございます。

また、インターチェンジ周辺や主要幹線道路の沿道など、交通アクセスに優れた産業立地検討エリアにおきましては、地区計画による産業団地の相談件数が増加しており、平成30年度以降で2件の地区計画が決定され、現在も8件もの地区計画の産業団地の計画が並行して継続協議されている状況でございます。こうした状況から、本市では今後も企業立地の需要が見込まれるものと考えております。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。詳しく答弁もいただきまして、次にこの間の経済効果についてでありますけれども、どのように受け止められてるのでしょうか。都市整備課では、集落拠点周辺のエリアの人口動態や、そういう調査も分析もしてるように伺っておりますが、今回は産業といいますか、経済センサスから見た事業所や就業者数についてお答えください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 御質問の権限移譲後の企業立地の進展に伴う経済効果についてお答えいたします。

国の統計調査である経済センサスの結果を踏まえて本市の動向を申し上げますと、権限移譲が行われた平成30年を挟んだ平成28年と令和3年の調査結果を比較した場合、まず本市の事業所数は平成28年の1,967事業所から令和3年の2,093事業所へと126事業所が増加して、プラス6.4%の増となっております。また、従業者数につきましても2万2,614人から2万5,473人へと2,859人の増加、プラス12.6%の増となっております。

なお、参考といたしまして、全国平均それと高知県内の平均を申し上げておきますと、全国平均では事業所数でプラス7.1%、従業者数でプラス9.8%の伸び率であり、一方、県内平均におきましては、事業所数でマイナス3.1%、従業者数でマイナス1.3%と、コロナ禍の影響をいまだ大きく受けている状況にあると言えます。こうした県下における経済情勢の中にあつて、本市の状況は県内でも事業所数、従業者数の伸び率でともに上位に位置しており、全国平均に近い、あるいはそれを上回る動向となっております。

もっとも、事業所数や従業者数の増加には、景気動向や個々の企業の経営判断、国や県の各種支援施策など様々な要因が影響しており、その全てを本市の規制緩和の効果と断定することはできませんが、権限移譲により本市の実情に即した柔軟な立地基準を設定できるようになったことが企業立地の選択肢を広げ、本市経済の下支えにつながっているものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。課長のほうから数字を挙げて詳しく御答弁をいただきました。

次に、企業誘致、立地に当たっては様々な減免措置や優遇制度、措置があるわけですが、なかなか単純にははじき出せないかとは思いますが、課税標準額といいますか、調定額から見た税収の推移等についてお聞かせください。税務課長に答弁を求めます。

○議長（西本良平） 税務課長。

○税務課長（北村長武） 税収に関しまして、高知県から権限移譲のあった平成30年度と直近の決算年度に当たる令和6年度、そしてこの2つの年度の間年当たる令和3年度の3か年を抽出し、さらにその中の法人市民税に絞ってお答えします。

まず、法人市民税は均等割と法人税割で成り立っており、そのうち法人税割の税率変更が令和元年にありました。事業年度が令和元年9月30日以前に開始した法人は法人税割が12.1%、

事業年度が10月1日以後に開始した法人は8.4%と、法人税割の税率変更がっております。

税金の推移を申し上げますと、平成30年度、調定額6億386万1,000円、収入済額6億303万4,731円、令和3年度、調定額5億21万500円、収入済額4億9,889万9,100円、令和6年度、調定額5億3,784万1,800円、収入済額5億3,123万1,100円となっております。税率の変更があり、コロナ禍の令和3年度もあり、単純な比較は難しいですが、権限移譲のあった平成30年度と令和6年度を比較すれば税金は減少しており、途中の令和3年度も含めるとV字のように見ることがもできます。

なお、比較検討しやすくするために、法人税割の税率変更がなかったものとして、令和6年度を平成30年度と同じ税率12.1%で試算してみますと、令和6年度決算より約1億5,000万円増額になる計算になります。この計算した収入済額と平成30年度の収入済額を比較すれば、約8,000万円の増収となっております。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 税務課長のほうからお答えをいただいたわけですが、税率変更で経済効果が、数字上は少なくなっちゅうということですが、また別の角度から見たら8,000万円、1億円の経済効果が生まれた、今日までの権限移譲から後の南国市のこの8年間という数字をお答えいただいたんじゃないかと思しますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、4項目めの地域未来投資促進法についてお尋ねをいたします。

この法は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律というとても長い字句の法であります。この法の制度と国の基本方針についてまずお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 地域未来投資促進法は、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的に、地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するものでございます。また、国においては、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針として、経済的効果に関する目標や対象となる促進区域等の設定、地域の特性の活用、地域の特性を活用する分野、地域経済牽引事業の要件、事業環境整備の対応などを定めております。

この国の基本方針に基づいて都道府県や市町村が基本計画を策定し、国の同意を得ますと、

この同意された基本計画に基づき、民間事業者等が地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事から承認を得ると、承認された地域経済牽引事業計画に従って行う民間事業者等の取組に対し税制支援や金融支援、規制の特例措置などが受けられる仕組みとなっております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。課長のほうから法の趣旨についてお答えをいただきました。

次に、2点目は土地利用調整計画の仕組みはどのようになっていますか、お答えください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 地域未来投資促進法における土地利用調整につきましては、都道府県や市町村が策定する基本計画において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域である重点促進区域を設定した上で、市が土地利用調整区域を設定した土地利用調整計画を策定することによって、当該区域において民間事業者等が都道府県から承認を受けた地域経済牽引事業計画を実施する場合、一定の条件下で当該事業に必要な施設の整備について規制の特例措置を受けられるものでございまして、事業実施場所が農用地区域に当たる場合は農用地区域からの除外、第1種農地に当たる場合は農地転用の許可の要件となるものとなっております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、施策の推進に当たって、自治体等の開発そして産業団地造成等への支援策についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 地域未来投資促進法における自治体等の産業団地造成への支援策につきましては、地域未来投資促進法に基づく基本計画で定めた重点促進区域における産業団地については、その産業団地の緩衝緑地や調整池などのインフラ整備が社会資本整備総合交付金による支援措置の対象事業となるものです。また、産業用地整備全般になりますが、経済産業省の外郭団体として設立された一般財団法人日本立地センターが国内投資の受皿となる産業用地の創出を目的として、産業用地整備に取り組む地方公共団体等に対しプロジェクトマネジメントや関連法令に関する助言、適地選定調査等による伴走支援として産業用地整備促進伴走支援事業を実施しております。本支援事業においては、産業用地整備全般に関する無料相談

窓口の設置や産業用地整備の計画があり、具体の案件を検討または実施中の地方公共団体等に対して現地訪問し、課題の整理や候補地の視察を行い、事業可能性の評価や助言等を行う有料のアドバイザー事業などが実施されております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、南国市での地域未来投資促進法の利活用の展望についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 本市における地域未来投資促進法の利活用としましては、地域未来投資促進法に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者には、税制支援や金融支援等を受けられるものとなっており、県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従い、本市に新工場を建設された事業者もいらっしゃるところでございます。また、規制の特例措置、特に土地利用調整の配慮が受けられることにつきましては、民間事業者による企業立地を促進する上で有効な方法の一つになるのではないかと考えております。

一方、土地利用調整における都市計画や農地利用等に係る諸計画との整合は、地域未来投資促進法において求められているところでもございます。本市が同法に基づく土地利用調整を検討する際は、都市計画マスタープランをはじめ、土地利用関係の諸計画との調整を行う必要がございますし、重点促進区域を設定する際は、高知県が策定する基本計画に反映する必要がございます。このことから、重点促進区域の設定や土地利用調整について庁内関係部署で集まり、検討を重ねているところでございますし、また高知県基本計画の県担当課とも協議しているところでございまして、民間事業者による企業立地を促進する上で有効な方法にならないか検討を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。庁内で関係部署で集まりながら検討を重ねていくところというお答えもあったようですので、ぜひとも企業立地なり開発、産業振興に含めて、この組織といいますか、成功に導いていくことを切に願っているところでございます。

次に、地域未来投資促進法における諸施策の執行に当たり、高知県基本計画との整合性については、中でも県の目指す方向性についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 地域未来投資促進法に基づき策定した高知県基本計画においては、全国より先行して進む人口減少と経済の低迷を克服するため、県外市場で通用する商品を

育て、全国から外貨を稼ぐ地産地消・外商の取組を強化し、その流れを力強い拡大再生産の好循環につなげることで地域経済の活性化を図り、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を成功イメージとして計画を推進するとしており、製造業など地域経済牽引事業が業種ごとに波及効果を与え、促進区域である高知県全域で30億7,950万円の付加価値額を創出することを目指すとなっております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、県の基本計画の特徴点、とりわけ地域経済牽引事業の促進が一番メインというか、なってると思うんですが、そのこのところについてお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 高知県基本計画の特徴としましては、高知県全域を促進区域とし、地域経済牽引事業の承認条件として地域の特性を活用するため、第1次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、または機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野、コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野のいずれかの分野に該当することとなっているところでございます。

また、地域経済牽引事業を促進するための制度、事業環境の整備として、県担当課による相談窓口の設置や立地企業への助成制度、不動産取得税、固定資産税の減免措置などが設けられております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、新しい産業団地開発につきましては、候補地の選定資料作成の業務委託を実施していますが、その展望と、そして日章産業団地の分譲の進捗状況についてお答えください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 新しい産業団地開発の展望につきましては、現在、県市共同の産業団地開発を進める候補地がない状況であるため、現在、新たな産業団地候補地となり得る検討箇所の抽出について業務委託を実施しているところでございます。今回は、令和4年度に実施した際の候補地抽出条件から、高知県地区計画策定指針における道路条件の緩和や抽出面積などを見直して実施しておりますので、新たな産業団地候補地を抽出できるのではないかと考えているところでございます。

また、南国日章産業団地の現状につきましては、11月末時点で7区画中4区画を分譲してお

り、未分譲地が3区画となっております。この未分譲地において2社から相談をいただいております。県とともに適宜対応してるところでございます。

誘致活動につきましては、今年6月に商工観光課職員が東京ビッグサイトで開催された企業誘致イベントへの高知県の出店に併せて参加し、来場された企業の担当者方に情報提供を行いました。この中には、高知県への進出に興味をお示しいただいた方もございましたので、現在高知県において営業活動を展開していただいているところでございます。分譲実現に向けて県とともに引き続き誘致活動を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

都市計画と企業誘致に関する最後の質問でありますけれども、TOPPAN高知工場跡地の活用についてでありますけれども、総合印刷大手のTOPPANホールディングスグループの高知工場が私の住む南国市久礼田に立地をして稼働していましたが、3月末で閉鎖になりました。1991年にカシオ計算機が進出をしてから、経営体や製品を変えつつ続いてきた生産拠点もありました。工場は、高知カシオ時代はピークには597億円もの製造品の出荷額を上げておりましたし、従業員は350人を超えた時期もありました。所有のカシオは今回建屋を解体する方針のようであります。本県の出荷額に貢献をしてきただけに、工場の閉鎖というのはとても残念なことであります。立地場所のカシオのところは高台にもありますし、用地ニーズも強いのではないのでしょうか。TOPPAN高知工場跡地の活用なり、その展望についてお聞かせください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） TOPPAN高知工場の跡地活用につきましては、先日県とともに所有者のカシオ計算機株式会社にお聞きしたところ、現時点では何も決まっておらず、当面は建屋の解体と土壌の改質を進めますので、そのめどが立ちましたら方針を検討したいと考えておりますとのことございました。適宜進捗状況を見ながら所有者に接触し、跡地活用の方針等を把握してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 山崎商工観光課長の答弁をいただきました。所有者のカシオ計算機では、現時点では何ひとつ決まっておらないということで、今後のことはこれからだということでありました。

そこで、市長にも少しお伺いもしたいと思うんですけれども、市政の浮揚につながる企業誘

致と立地、そしてこれからの産業振興で雇用の確保、拡大につながっていきますし、それに連動して交流人口、定住人口の増大も図っていけるわけですので、こうした政策や施策が今とても重要な時期で、また急務ではないかと、このようにも考えております。現在予算を計上して新しい産業団地を発掘といいますか、先ほど答弁も少しあったわけですが、確保に向けて調査委託事業を進めています。カシオの跡地こそ、あそこは市街化エリアですし、キャパシティーも十分ある、さらには高台にも位置をしていると。立地的には最適という場所ではないでしょうか。商工観光課の山崎課長も五十嵐企業誘致係長も国や県の機関に出向もしてきた経緯と多くの経験もありますし、特に企業誘致に関してのノウハウを持つ優秀な職員だと言えるのではないのでしょうか。平山市長は無投票3選を果たした3期目のスタートに当たり、南国市はまず住んでいただくための諸施策に全力で取り組むと9月議会の定例会冒頭で力強く所信表明をしてきたところでございます。これらの企業誘致、産業振興による豊かな暮らしやすい南国市づくりというのが、非常に市長の政策と施策の一つだと思いますので、市長にもお聞きをしたいと思います。

先ほど山崎課長の答弁でも少し触れられたと思うんですけども、地域未来投資促進法を生かした企業誘致と立地、産業振興に取り組んでいくべく、重点促進区域の設定や土地利用の調整について、関係部署でこれからスタートに、緒に就いたばかりかもしれませんが、組織化をし、検討していくということで、この組織力が今後の開発の鍵を握っていくのではないかと、このように思うところでございますので、こういう産業振興を含めて市長の熱い思いを少しお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 私の思いということでございますが、今まで私も政治公約で掲げてきました働く場所の確保ということを常々言ってきたところでございます。企業立地につきましては、やはり雇用の確保、そして税収という面で税収の確保、また先ほど今西議員からもお話いただいたように、定住にもつながる施策であり、地域の活性化にもつながる大切な事業であるというような認識は持っておるところでございます。

それで、今まで、今日も都市整備課長、また商工観光課長からも答弁したとおり、いろんな施策を進めてきました。日章産業団地、また新たな団地の模索ということをやってきたと同時に、規制の緩和ということ平成30年の権限移譲以来、インターチェンジの1キロメートル範囲ってということと、地区計画の規制の緩和ということも進めてきたところでございまして、そういった中の成果というのは現れておるところでございます。そういったことで、やはりそう

いった取組が有効であるということは分かってきたところでございますので、目に見えてきたところでございますので、さらにそういった方向性を進めていきたいというように思います。

その中の一つの可能性としまして、地域未来投資促進法の活用ということもあろうと思えます。これは、先ほど土地の規制ということも答弁したところでございますが、そういった今まで立地基準としてはなかなかハードルを越えることが難しかったところも、この法政を使えばそういった可能性が出てくるということになるわけでございまして、そういった幅が広がった法律ではないかというように思うところでございます。そういった法律を可能な限り活用できるところは活用して、さらなる企業誘致につなげていきたいというように思っております。そのためには、組織でどのような連携を取っていかないといけないか、そういったことももちろん多課にわたる話でございまして、連携協力しながら進めていきたいというように思うところでございます。今後につきましては、そういった方向でいろんなことを、いろんな施策を見渡しながら積極的に前向きに進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございます。まさしく地域未来投資促進法が今進めようとしゆう部分で、南国市の企業の立地や誘致に大きな一つの牽引力の一部になるのがこの法だと思えますので、市長の熱い思いも答弁をいただきましたし、3期目に入った平山市長の手腕と申しますか、そこを遺憾なく発揮できるのはこれからだと思えますので、ぜひ地域や市民の皆さんの熱い思いをしっかりと受け止めながら取り組んでいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、3項目めの高知県公民館研究大会についてであります。

今年の10月23日木曜日に、午後、新装開館となりましたMIARE！で、県下の公立公民館に携わる関係者が一堂に会して研究大会が開催をされました。南国市の当番で、MIARE！での開催なのですが、幾つか不自然と申しますか、疑問にも感じた点がありますので、少し質問をさせていただきます。

まずは、この県公民館研究大会の趣旨と意義についてお答えください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 高知県公民館研究大会は、公民館活動と生涯学習の関連性を学び、公民館が地域づくり、人づくりの拠点となるための方策を研究することを目的としております。この大会の趣旨としましては、地域社会における公民館の役割を再確認し、改善策や新たな取組について議論をすることです。また、公民館の活動が地域づくりや市民の生活

向上にどのように貢献できるかを模索する場としても重要であると考えます。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、従来の県大会は全日日程というか、全日行事にも伺っておりますが、今回南国市大会は午後半日の開催でしたが、その理由等も含めてお聞かせください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） この大会は、県内各地の公民館関係者、教育委員、社会教育委員、行政関係者などが参加して開催されております。開催地につきましては、高知、高岡、安芸、中央、香美、香南、幡多の各地区が輪番で大会を開催しており、本年度は中央地区の南国市での開催となりました。

半日開催となった理由につきましては、県生涯学習課と協議をする中で、1日開催が必須ではなかったこと、他地区でも半日開催の方式を取った地区もあることから決定いたしました。主な理由としましては、昨年度のように分科会を行うのであれば会議室が不足すること、午前から開催という方式を取ると参加者全員が昼食を取るスペースを確保することが困難であったからであります。直近の過去3年間で言いますと、令和6年は室戸市で1日開催、令和5年は土佐市にて半日開催、令和4年は高知市にて半日開催でした。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、大会を開催する上での総合企画、運営等を含めた主催者、実務者は誰に当たるのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 主催者は高知県公民館連絡協議会となり、行政機関で言いますと高知県生涯学習課が担当となります。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、4点目は本大会の運営と進行、会場の設営、さらには統括リーダー、責任者は誰に当たるのでしょうか、お答えください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 主催は高知県生涯学習課となりますが、共催が南国市教育委員会でしたので、高知県と南国市が共催で事業を行いました。運営や総括は高知県生涯学習課が担当し、進行、会場設営等は南国市生涯学習課が担当しました。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 生涯学習課長よりお答えをいただきましたけれども、この公民館研究

大会、開会行事はコーラス大篠の皆さんによる「土佐のいのちは朝風ぎの若いいぶきに燃え上がる」という、この歌詞は南国市歌の冒頭なんですけれども、そしてやなせたかしさんの手のひらを太陽にの2曲で、本当に爽やかにオープニングができました。しかし、会場に入ると、研究大会の主題である大会の横断幕もなく、プロジェクターから映像もなく、今日は何の催しなのかも分からない状態でもありました。主催者や来賓の挨拶も、主賓の方々がステージ上にいるわけでもなく、受賞する被表彰者の皆さんも最初は壇上にはいませんでした。共催とはいえ、南国市の主体性、イニシアチブが全く見えない思いで私はとても残念に思いました。新館MIARE!での開催、様々な角度と視点から南国市のよいところを発信したり、売り込むといたしますか、やっぱり今大会を生かしてPRもすべきではなかったでしょうか。そんな思いです。

県の主催ということで、傍観的な立場だったのでしょうか。MIARE!という会場を貸しただけで、担当課としたら遠慮をしていたのかなという思いもあったし、進行、会場設営、運営もいまいちのようにも感じましたし、アンケート用紙も配られたわけですが、安芸地区の大会そのままでしたし、分科会も開かれてないのに分科会を問う項目等もあつたりしたわけで、開催主体の県と十分に連携が取れていなかったのではないのでしょうか。これら一連のことに関して、いま一度生涯学習課長の答弁を求めます。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 議員御指摘のとおり、高知県生涯学習課と南国市生涯学習課の意思疎通といたしますか、連携不足であったことは否認しません。もう少し打合せを密に行い、会場が地域交流センターMIARE!でありましたので、南国市がイニシアチブを取って行えばよかったと思っております。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 苦しい答弁かもしれませんが、ありがとうございました。

南国市と南国市教育委員会の立場、そして役割、任務はどのように位置づけられておりましたか。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 後援が南国市、共催が南国市教育委員会となります。つまり、南国市は大会に対して支援を行う立場であり、直接的な運営や主催は行っておりません。南国市教育委員会は共催でしたので、主催者の一部としてイベントの企画、運営、責任を共有しておりました。役割としましては、先ほど答弁したとおり、司会進行や会場設営を担当し、任務

としては滞りなく大会を開催することでありました。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、6点目の実践発表は、それぞれ地域の特性を生かしたすばらしい取組等でありました。基調講演は農学博士で生態学者でもある瀬戸昌宣先生の、演題は「屋根のない公民館」と題して、土木工学の観点から問う自治実践、または公民館は市町村自治振興の機関でもあるし、振興の機関でもあるという、そういう機運に触れられて述べられてきましたし、新たな視点での公民館活動を示唆していただきまして、大変有意義な講演を拝聴することができました。研究大会の実践発表、基調講演の成果と評価についてお聞かせください。また、今後どう生かしていくかも併せてお答えください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 実践発表として、国府史跡保存会会長といの町教育委員会から発表がございました。国府史跡保存会につきましては、地域の貴重な歴史資源を次世代へ継承するため、長年にわたり精力的な活動を続けてきた発表がありました。いの町からは、世代を超えた交流事業や地域の実情に根差した学習活動の展開の発表があり、地域全体に活力を生み出していると感じました。

基調講演は、NPO法人SOMA代表理事による「屋根のない公民館」の講演がございました。この講演を聞いて、この考え方は公民館が従来の施設の枠を超え、地域のあらゆる場所、人材、活動を学びと交流のフィールドとして捉える大変示唆に富むものでありました。この理念は、地域住民が日常生活の中で自然に学び、つながり、主体的に地域づくりへ参画していくための有効なアプローチであると感じました。

市といたしましては、まず公民館活動における地域の多様な場の活用や、住民主体の学びの創出に重点を置き、既存の施設に依存しない柔軟な事業展開を検討したいと感じたところがございます。また、地域全体を学習資源として捉えた取組を進めることで、公民館機能の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。今後も先進的な事例を参考にしながら、地域の皆様が学びを通じて主体的に地域づくりに参画できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございます。

最後の質問になるわけですが、公民館研究大会を終えての反省、総括はされてきまし

たか。また、同時に次につなげていくためにも、会議等を所管課で開催したのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 大会を滞りなく開催するためには、事前準備の徹底、当日の進行管理、参加者への配慮、トラブル対応、そして大会後のフォローアップが欠かせません。全てのプロセスがスムーズに進行し、参加者が満足できるような大会をつくり上げるために周回な計画とチームワークが必要であると考えます。今回、貴重な経験をしましたので、本市主催で大会等を行う場合には、今回の経験を生かして次につなげていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 今西忠良議員。

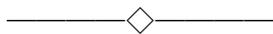
○21番（今西忠良） ありがとうございました。

市長をはじめ、それぞれ担当課から御丁寧な答弁をいただきました。

以上で私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西本良平） 10分間休憩いたします。

午後2時26分 休憩



午後2時36分 再開

○議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員発言席〕

○6番（山本康博） お疲れさまです。参政党の山本康博です。

第1日目の最後ということで、結構お疲れだと思いますけれども、よろしく願います。また、こともあろうに9つもの質問をするということで、大変負担をかけますが、最後までお付き合いいただければと思いますので、よろしく願います。

最初に、まず電子申請システムの活用の推進ということについて質問をさせていただきます。

去る11月5日に、企画課から次期DX計画の説明会が開催されたところです。過去の5年間の評価を踏まえて次期の計画の発表がありました。私は、次期DX計画に関してもっと進展が見られるようにしていただきたいと感じたところです。手のひら市役所の実現を早急に進めるべきだという観点で質問をいたしますので、よろしく願います。

現行の南国市DX推進計画では、住民の利便性の向上、つまり手のひら市役所としてオンライン申請を進めることになっています。令和3年度に始まり、令和5年度からオンライン申請

が実施される予定でした。

そこで、お伺いいたします。

各課においての状況について御報告してください。また、電子申請ができない理由などがありましたら御答弁を求めます。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） まず、申請手続の数ですが、令和6年5月の調査時点で、申請書の提出が必要な手続数をベースとした数値となりますが、全ての部署の申請手続数、これ例えば補助金事務であれば補助申請とか請求とか、あと実績報告とかそれぞれ手続があるんですけども、それらを全てカウントしてます。これらが合計で1,876となっております。電子申請、この電子申請も南国市電子申請システムだけでなく、メールなんかでの申請も、ペーパーを使わずという意味での申請ですけども、この電子申請が可能と考えていた手続数は382件となっております。そのうち、令和6年度末時点で電子申請を行っている手続数は125件となっておりますが、ほかにも成人式の申込みとか粗大ごみの受入れ事前予約とか、また来庁予約など、調査時点では拾い切れてなかった手続や、また新たに始めたものなどもございます。

次に、電子申請ができていない、あるいは効果が感じられず、電子申請化を見送った主な理由としましては、対象者が少ないとか、あと添付書類が多い、また添付書類の電子化が困難である、面談が必要であるなどが挙げられており、当初は電子申請が可能ではないかと考えていた手続も、実際には電子化を見送っている手続もございます。理由として挙げられた内容から、アナログ規制の見直しが十分浸透していないことも原因の一つではないかと思われまので、例えば署名は電子署名に置き換えて考えられないかなど、引き続き各課と協議を行ってまいります。

オンライン申請の推進は、市民の利便性はもとより、事務の効率化にもつながる取組でありますので、現在計画に上げられている手続以外にも、電子申請が可能なものは電子申請できるように取組を進めてまいりたいと考えております。また、これからの目標につきましては、これから作成する実施計画の中で設定したいと考えております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。申請をやっているものは1,876と、結構な数あるということが分かりました。しかしながら、できる件数が382ではないかということで、現行その中の125件が実行されたということで、30%程度にとどまっているのかなというふうに考えます。実際、それは1,800からいうと約6%程度になるかと思えます。これまで5年という十

分な期間があったはずなのですが、なぜその程度の件数しか実現できなかったのかお聞きいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） オンライン申請につきましては、各課で計画的に進めておりまして、令和5年度に立てた年度ごとの実施計画により順次実施をしております。今回お示ししている数値は、令和6年度末時点の数値であります。令和7年度も実施予定のものがあるため、最終実装数は若干ではありますが、増えると見込んでおります。件数の伸びにつきましては、各部署の業務多忙化と併せて電子申請による効果等の職員へのアナウンス不足もあり、伸びなかったのではないかと反省しております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

では、電子申請に移行できると回答をもらった残り213件については、いつまでに実現するのか教えてください。特に、頻度の高い書類等を優先的に実現してもらいたいと思っています。また、ITリテラシーの高い職員の積極的な活用計画についてもお聞きいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 今年度末に実施できていないもの、本調査では拾い切れていなかったものなど再度整理をして、市役所に来なくても手続が完了することを目標に、優先順位を決めて計画的に進めてまいりたいと考えております。また、各課担当者のサポートにつきましては、引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ぜひ計画的に進めておられるということなのですが、しっかりと進めていただかなければできるものもできなくなるというふうにも思います。また、あと3か月程度がありますので、その中でできたら集中的に行っていただくことによって、ITの知識、経験値、これがしっかりと身につくようになるのではないかと思います。ですから、間隔を開けるのではなくて、集中してやっていただき、そして各職員の方々がしっかり電子申請についてマスターしていただくということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

さて、次に現在LINEにおけるサービス提供を積極的に進めてくださっていますが、例えばごみをどのように出すのかについて、LINEで検索ができるようになっています。このシステムはユーザーが入力したごみの出し方のデータが正しい答えを出せなかったときに、その

単語を自動的に保存し、それを環境課に渡して回答とひもづけ作業をした後に、情報政策課にそのデータが戻され、データベースに入れる作業が行われていると思います。では、この1年間でその件数が何個あり、検索データベースに組み込まれたのかをお尋ねいたします。

○議長（西本良平） 情報政策課長。

○情報政策課長（徳平拓一郎） 南国市公式LINEのごみの出し方機能は、チャットボットと呼ばれるユーザーからの質問にあらかじめ登録された回答を自動で返すプログラムを活用しております。例えば、スプレー缶の出し方を調べたい場合、LINE上でスプレー缶と入力すると、スプレー缶は金属類です。穴を空けず中身を使い切って出してくださいと即答されます。ただし、プログラムに登録のない質問をすると、該当する品目が見つかりませんでしたという返答になります。

昨年度のごみの出し方機能の利用件数は6,920件で、回答できた確率、ヒット率は68%、回答できなかった件数は2,245件でした。ヒット率を上げるため、本年10月に環境課が登録情報の追加を行ったところ、ヒット率は71%と2%上がっており、現在も登録情報の追加に向けて準備をしています。

今後は、山本議員から御提案のありましたLINE上でヒットしなかった情報などを基に、環境課と連携しながら登録情報の充実を図っていきます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 今の答弁の中で、10月に新たに作業し、2%アップした、これ短期で2%上がるようなので、これをしっかりと行っていけばそのヒット率、もっと上がると思われまますので、これぜひ計画的に、定期的にヒットしなかった単語のひもづけ、その作業をやっていたいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、南国市のLINEのメニューに申込みというメニューがありますが、一案として総合案内というメニューを新設または名称変更し、ユーザーが単語を検索すると申請書類が表示したり、目的のホームページに遷移できるシステムにするべきではないでしょうか。今後の取組についてお聞きします。

○議長（西本良平） 情報政策課長。

○情報政策課長（徳平拓一郎） ごみの出し方機能と同様に、あらかじめ質問と回答を登録することでユーザーにオンライン申請を案内する機能を実装することは可能です。しかしながら、本市でオンライン申請が可能な手続はまだ少なく、この機能を実装してもヒット率が大変低くなることが予想されます。当面はLINEの申込み及び予約メニューのサブメニュー数が増え

るよう庁内調整を行い、LINEの機能強化を推進してまいります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。本当にチャットボットと申しますか、様々な機能を使えば、今や非常に反応のいいと申しますか、ユーザーにとって使いやすいデータベースが仕上がっていくと思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいし、また庁内のそういうシステム関係の構築が、あるいは整理が十分行われていないために、システムで構築したくても構築ができないとかという問題もあるかなというふうに考えております。それらを合わせて、体系的にしっかりと南国市の情報関係のものを整理していただいて、対応していただけるように心からお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

近年グローバル化の進展に伴い、人身売買を目的とした国際的な犯罪組織の活動が活発化しています。遠い国の話ではなく、日本もまたその脅威から無縁ではありません。昨年見た映画サウンド・オブ・フリーダムは、実話を基にして描かれ、米国元国土安全保障省捜査官ティム・バラード氏の命がけの戦いは、児童人身売買が組織的に、また日常の隙間を狙って行われているという恐ろしい実態を私たちに突きつけていました。全ての子供の生命と安全を守り抜くことは私たちに課せられた大きな責務です。この脅威が国内に及ぶリスクを事前に考慮、予測し、真剣に受け止め、子供たちを一人たりとも被害に遭わせないという断固たる決意をしなくてはなりません。

警視庁の発表によると、全国の行方不明者届出の受理件数は、令和3年の約7.9万人、令和5年には9万人を超えています。このうち、9歳以下の子供は毎年1,000人以上で推移しているところです。行方不明になった子供の95%は無事に発見され、親元に戻っています。しかし、残り数%、つまり毎年数十件に上る行方不明者がいます。それが長期にわたる失踪や略取誘拐、人身売買といった凶悪な犯罪に結びつく可能性を秘めた深刻で看過できない事案群ではないかと考えます。保護者の心痛はもとより、行方不明になっている本人の痛みや叫びを考えるとたたまれません。法務省の犯罪白書が示すように、13歳未満の略取誘拐、人身売買の被害件数が近年年間100件を超える年もあるという事実は、国内に潜む組織的犯罪の現実を示しています。南国市はこの数%から未来ある子供たちの命を守り抜くための防波堤とならなければなりません。南国市の現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南国市内の状況について、南国警察署警務課へ確認いたしまし

た。

まず、治安状況につきましては、子供に対する声かけや盗撮などの不審者情報事案が、こちらは令和6年中の数字で、また高知県下のものになりますけれども、261件発生しているとのことです。また、行方不明者の状況につきましては子供のみの数字はないとのことで、また高知県下の状況にはなりますけれども、令和7年10月末現在で県内で381件の届出を受理し、うち高齢者の行方不明が93件とのことでした。また、令和7年以前に受理したものを含みますが、10月末までに391件が解決済みとのことです。以上です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） かなり数字的に大きな数字が出ております。解決したものもあるようです。さらに、私たちがどうしていかなければいけないのか考えていかなければならないところかと思えます。

次に、防犯カメラは犯罪の記録だけでなく、犯罪者に対し見られているという意識を持たせる効果的な抑止力となります。現在、南国市内の小校区ごとに通学路や子供の利用が多い公園等において、防犯カメラはどの程度整備、設置されているか、その現状認識と具体的な台数を伺います。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 防犯カメラの設置状況ということでございますけれども、総務課の管理をします防犯カメラといたしましては、市役所本庁舎の庁舎内に3台、また正面玄関付近の屋外に3台の合計6台を設置をしております。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 環境課では、奈路小学校の西にあります、よっていき屋の建物の上に不法投棄防止用として1台設置しています。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 社会教育施設の中で防犯カメラを設置しているのは、地域交流センターM I A R E ! とスポーツセンター、新図書館ごめんちあとなります。地域交流センターM I A R E ! には高価な備品も多数あり、盗難などの犯罪を防止する役割を果たしていると考えます。スポセンは、施設管理者として利用者の状況を確認して安全確保に努めております。新図書館ごめんちあには、犯罪の抑止力としての防犯カメラを1階、2階ともに設置しております。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 市内の小中学校におきましては、中学校3校を除く全ての学校に防犯カメラを設置されております。本年度中に現在カメラが設置をされていない中学校3校に設置を行う予定です。本市では、平成24年度から順次設置を進めておりまして、今後は順次設置年数の古いものから更新を行う予定となっております。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防本部庁舎に4台設置、北部出張所に2台設置しております。防犯対策として設置しておりますが、隣接の道路上での交通事故及び周辺で起きた事件に対して警察に情報提供した事例がございます。以上でございます。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 都市整備課では、公園内における犯罪の予防や迷惑行為の抑止等を目的として、南国市ものづくりサポートセンター広場及びびやなせライオン公園にそれぞれ1台ずつ設置しております。過去に公園内の施設が破損されるという事件が発生した際には、南国警察署に被害届とともに録画データを提供し、実際に事件解決に結びついたという実績もがございます。今後の防犯カメラの設置に関しましては、吾岡山文化の森公園など、子供たちの利用が多い公園を優先的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 後免野田保育園が警察の補助を受けた外部向きのカメラで警察以外中身の確認できないものを設置、認定こども園では、ひまわり、あとむ、フレンドの3園が設置をしています。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。様々なところで設置されているという様子をお伺いすることができました。

では次に、特に犯罪のリスクが高いと推測されるエリアや、整備が遅れている小学校区がある場合、それを解消するための具体的な整備計画をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在本市では、防犯関連の施策として大きく2つの施策を実施しております。

まず、1つ目として夜間の犯罪防止を目的とした地域の防犯灯設置について、南国市防犯灯施設設置事業に基づき、地域団体へ防犯灯施設の設置について補助を行っております。毎年50灯前後の防犯灯が地域で設置されております。

2つ目として、本市が補助金を交付しております南国市地域安全協会により、市内小中学校、保育所、園などで不審者対応訓練や誘拐等被害防止教室、セルフディフェンスセミナーなどを開催しております。あわせて、学校周辺の防犯パトロールなども実施しております。

お尋ねの防犯カメラの設置につきましては、先ほど関係課が答弁いたしましたとおり、市役所の各部署が所管する施設で必要と考えられる場所には設置をしておりますが、市全体としての具体的な整備計画は現在のところありません。今後、設置の必要性も含めて、南国警察署や南国市地域安全協会、また学校教育課とも協議し、検討してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 先ほど答弁いたしましたように、市内の小中学校の防犯カメラについては古いものから順次更新を行っておりますので、その際にカメラの増設等についても検討を行います。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。それぞれの施設において防犯カメラの設置、あるいは計画はまだないとのことなので、ぜひともしっかり計画も立てていただいて、進めたいというふうに思います。

さらにもう一つ、市民の側でそういう設置をできる方がいらっしゃいましたら、補助金等も併せて御検討いただければとお願いしておきます。

続きまして、カメラの設置に際して地域住民や警察の連携体制、プライバシー保護に関するガイドライン、これはどのように運営されてるのかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 防犯カメラに関するプライバシー保護等のガイドラインにつきましては、市が設置、管理する防犯カメラに関し、適正な管理及び運用を図ることを目的といたしまして、南国市防犯カメラの設置及び管理に関する規則を定めております。この規則では、防犯カメラの管理責任者の責務や個人情報取扱いに関する法令の遵守、映像データの保管方法、目的外の利用及び外部への提供の制限などをそれぞれ規定しております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） では、子供が危険な状況に直面した際に、自らを守る知識、そして保護者が犯罪のサインや手口を見抜く知恵を与えることが強固な防御力となります。現在、小中学校を対象として、単なる知らない人についていけないという指導にとどまらず、SNSを通じ

た誘い込みや組織的な誘拐の手口といった具体的な犯罪リスクに対する安全教育をどの程度、またその内容はどのようなふうなものを実施しておられるかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 南国署を通じまして高知県警に問い合わせた結果、現在のところ県内では特に議員が懸念をされているような組織的な人身取引等の事例は認知されていないとのことでした。組織的な誘拐の手口などの具体的な教育は行っておりませんが、各家庭で情報モラルについて道徳科や特別活動などの時間で学習を計画実施し、SNSの危険性や適切な使い方を児童生徒に指導しております。また、警察や専門家を招いて講演をしてもらうなど、具体的に学べる機会も設けております。特に、SNSにつきましては、現在の児童生徒につきましてもマストアイテムとなっておりますので、友人間のトラブルのみならず、グルーミング等のSNS関連のトラブルに巻き込まれることがないように、引き続き利用方法や注意点について啓発を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 時代とともにその手口が非常に複雑化あるいは多様化していると思いますので、今後ともよろしくお伺いいたします。

次の質問に移りますが、保護者に対して子供の行動やインターネット利用の危険性、そして不審な事案があった際の警察への即時通告の重要性など、具体的な防御策に対する周知徹底と教育プログラムはどのように展開しているのかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） P T A総会や学年別懇談会に加え、人権参観日の機会に合わせて高学年と保護者を対象とした犯罪リスクに関する講演会を実施し、具体的な危険性について周知しております。市教委として独自のチラシ作成は行っておりませんが、警察など、他機関が発行した啓発用チラシやポスターを積極的に活用し、各学校を通じて全家庭へ配布、周知することを徹底しております。

今後の展開として、P T Aや学校運営協議会を重要な啓発の場と捉え、これらの場で家庭内での子供の見守りやフィルタリングの活用を議題として取り上げてもらい、保護者による具体的な防御策の実践を促すための取組を強化してまいります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひともそのあたりよろしくお伺いいたします。世界では、日本ではあまり起こっていないことが、想像を絶するようなことが起こっておりますので、防衛策として手

前手前で対策を取っていただきたいと思います。

市として学校、保護者、地域団体が一体となって子供の安全を守る市民一体型の体制をどのように構築し、その活動を支援、強化していく考えか、具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 本市は、子供の安全を確保するために、学校、保護者、行政に加え、地域の皆様が連携機能する市民一体型の安全ネットワークが不可欠であると認識しております。このネットワークを基盤とし、子供たちの安全・安心を市民全体の責務として守り育む体制の構築と強化を推進してまいります。

また、現在市内小学校に対してスクールガードリーダーを配置しております。リーダーは、専門的な研修を受講しており、学校や通学路における子供の安全確認の中核を担っております。今後は地元にお住まいの見守りサポーターやボランティアの方々に対してスクールガードリーダーが指導や助言を行う体制を構築していき、地域全体の見守り活動のレベル向上につなげていってみたいと考えております。

また、それ以外にも、市民の日常的な行動を防犯活動に結びつけるながら防犯の取組として、平成元年度よりわんわんパトロールを推進しております。これまで30家族、34匹のわんちゃんに御登録いただき、日々の散歩を子供の見守り活動として活用していただくなど、地域の温かい見守り活動として定着しつつあります。今後の活動展開につきましては、引き続き市内獣医師会にも御協力いただきながら活動の推進を図ります。

また、PTAや学校運営協議会などの場を活用し、子供の安全を見守る活動を具体的な議題として設定してもらい、保護者、地域住民の積極的な参画と家庭におけるフィルタリング活用など、防御策の啓発を一体的に進められるよう、支援を強化してまいります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） もう30年以上前だったと思いますけれども、徳島の山の中で4歳の子供が行方不明になったと、それも目を離した間は僅か数分間しかなかったというのが知り合いの知り合いを通じて私の耳にも入ってきたことを思い出します。本当に御両親のつらさ、その本人、行方不明になった本人がどうなったのかはいまだに分かってないんですけれども、一人でもそういう子供が絶対に発生しないように、しっかり私たちは守っていく体制、その体制をしっかり取っていく必要があるんだということをお願い申し上げます。

では、この質問を終わります。次のスマホ新法に関する質問に移らせていただきます。

次に、スマホ新法について、利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律に関する懸念について質問いたします。

12月8日より、いわゆるスマホ新法が施行されました。これによりiPhoneやアンドロイドなどのスマホのアプリストア以外のダウンロードサイトの利用が選択可能となりました。市場競争の促進という観点では意味がありますが、一方でこれまでメーカーが強固に守ってきたセキュリティーの壁が一部開放されることによる消費者トラブルの増加が懸念されています。

まず最初に、今回の法施行により、市民が意図せず被害を受ける可能性が高まると想像できます。市としてこの法律の施行がどのような影響を与えると認識しているのか御見解をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） スマホ新法を所管する公正取引委員会のホームページでは、スマホ利用者の安全確保をした上で、スマホ利用者がこれまでより良質で安価な多様なサービスを選択できるようになると紹介されています。一方で、インターネット上ではセキュリティーリスク、個人情報漏えいのリスクが懸念されるとの記載もあります。スマホ新法に関する情報が少ない中、様々なリスクが懸念されますが、今後法律の施行に伴いどのような運用がなされていくのか注視したいと思います。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） では、次に高齢者などへの対応です。

公式ストアより安く課金できるといった甘い言葉で不審なサイトへ誘導し、クレジットカード情報などを盗み取る手口が増加すると予想されます。現在市で行っている高齢者向けのスマホ教室の防犯講座などにおいて、こうした新しい手口への注意喚起をカリキュラムに組み込むなどの対策を講じる考えがあるのでしょうか。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） これまでも架空請求やSMSに対する注意喚起を市ホームページ等で行っておりますが、法律施行後の状況に応じて、高齢者に限らず注意喚起が必要であると考えております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 高齢者にとってはなかなかハードルが高いと、あるいは理解し難いというのが多くあるかもしれませんので、よろしくお伺いいたします。

次に、相談体制についてお伺いいたします。

トラブルが発生した際、市民が最初に頼るのは消費者センターです。しかし、今回の制度変更は技術的にも複雑であり、聞き取りや解決への助言も難しいと想像します。相談員がこの新しい法制度や技術的なリスクについて理解を深め、適切に対応できるよう、研修の実施や情報の共有などの市の体制強化は図られていますか、お伺いします。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 市の相談体制の強化につきましては、先月国民生活センター主催の研修、「SNSをきっかけにした取引に関する消費者トラブル」の中で、スマホソフトウェア競争促進法の講義がございました。本研修には、当市の消費生活相談員も参加しております。研修内容について消費生活センター内で共有しております。消費者トラブルの内容は近年高度化、複雑化しておりますので、研修に参加するなど、消費生活相談員の能力向上については引き続き図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

4点目は、子供たちへの教育です。

子供たちは新しいアプリやゲームに敏感であり、非公式のストアから危険なアプリを安易にダウンロードしてしまうおそれがあります。家庭のスマホを使う場合も想定し、保護者や児童生徒に対しアプリの入手経路のリスクに関する情報リテラシー教育を行う必要があると考えますが、学校教育課の見解を伺います。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） この新法の施行までは、アップルやアンドロイドは審査基準に差はありますけれども、一定マルウェア、ウイルス、個人情報の不正収集等について公式ストアによるチェックがありました。しかしながら、スマホ新法施行後は公式ストア以外のアプリストアも利用できるようになり、公式ストアにはないアプリやサービスが利用可能となる一方で、マルウェアを含むアプリや個人情報を盗み取るアプリなど、リスクセキュリティの不十分なアプリが流通する可能性は否定できません。欧州でも昨年、同様のデジタル市場法が施行され、アップルやアマゾン、グーグル等に対して競争機会や透明性の確保義務が課されました。その結果、公式以外のアプリストア経由でマルウェアや性的アプリなどが流通するなどの問題も発生しております。

スマホ新法では、欧州を参考にセキュリティ、プライバシー、青少年保護が求められていますが、最終的には利用者自身が自分のスマホを守ることが必要です。今後は、公式以外のア

プリストア利用については、その危険性等を児童生徒のみならず保護者にも周知し、フィルタリングを設定するなどの啓発が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひともお願いします。どうしてもリスクがどれほどあるのか分からない場合は、その危険性を知らずにやってしまう可能性があると思いますので、よろしく願いします。

次に、最後の質問になりますが、広報活動について伺います。

これまで議論したとおり、新法は市民にメリットをもたらす一方で、自ら身を守る知識がなければ被害に遭うリスクも伴うということになります。国からの情報を待つだけでなく、本市として主体的に広報紙やウェブサイト、SNSなど活用して分かりやすい注意喚起を速やかに行うべきだと考えます。具体的な広報を行う考えはあるか御答弁を求めます。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） スマホ新法の所管部署である公正取引委員会、また国民生活センターや他の自治体のホームページ等を検索しましても、現時点ではスマホ新法施行に伴う懸念されるリスクについての記載は見当たりませんが、引き続き情報収集を行い、広報の内容につきまして検討したいと思います。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） よろしく願いいたします。転ばぬ先のつえということで、先へ先へ進んでいただきたいというふうをお願いしておきます。

では、この質問を終わりにして、第4番目の質問、電子たばこ型の違法薬物の脅威から市民を守ることに御質問させていただきます。

アメリカは中国発の違法薬物フェンタニルに対して強い対策を打ち出しています。その背景には、多くの若者がフェンタニルの犠牲になっており、看過できない状況となっているためです。アメリカの惨状を対岸の火事とせず、日本国内、特に若者で流行し始めている電子たばこ型違法薬物の脅威から南国市民を先回りを守る必要があることは、我々議員として避けてはならないことであると思っています。アメリカではフェンタニル等の薬物が電子たばこ、VAP Eに混入され、若者が命を落としているところです。日本国内でもゾンビたばこ、エトミデート等と呼ばれる電子たばこ用リキッドを装った危険薬物が流通し、沖縄や首都圏で搬送事例が多発していることを気にかけておかなければなりません。

現在、県内や市内において電子たばこを用いた不審な薬物の流通や、若者による使用の兆候

など、南国警察署や関係機関とどのような情報共有を行っているかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 不要な薬物の流通や使用の兆候などの情報は、保健福祉センターも含め、中央東保健所や本市の少年育成センターにも確認しましたが、南国警察署からの情報としては今のところ入ってきたことはありません。南国警察署にも確認しましたが、捜査上の機密情報となるため、関係機関にそのような情報を共有することはないそうです。

関係機関との連携としましては、南国警察署と中央東保健所、管内7市町村とその少年育成センター等で構成される中央東薬物乱用防止推進協議会で薬物乱用防止のため地域社会に根差した活動を効果的に行い、薬物乱用を許さない環境づくりに努めることを目的に、総会や研修会、街頭での啓発活動を行っています。また、管内小中高で南国警察署や学校薬剤師を講師とした薬物乱用防止教室を実施しており、令和6年度は計25校、うち南国市では農業高校、香長中学校、香南中学校、長岡小学校、岡豊小学校希望が丘分校等で薬物乱用防止教室を実施しています。大麻、覚醒剤、最近はオーバードーズについても啓発しているそうですが、電子たばこ用リキッドを装った危険薬物につきましても、薬物乱用防止教室で指導していただきますよう要請してまいります。以上です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひとも要請をよろしくお願ひいたします。

小中高において、従来の薬物乱用防止教育に加え、電子たばこの形をした薬物の危険性やSNSでの勧誘手口について具体的な事例を用いた指導を行っているか、また広報活動についてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校での指導の際には、SNSの指導と薬物乱用防止教室を連携させ、特に電子たばこ型の違法薬物がゲートウェイドラッグになりつつあるという最新の具体的な動向等も取り入れ、子供たちが違法行為に巻き込まれることのないよう、実効性の高い指導を徹底してまいります。また、保護者に対しても同じくそのような指導を徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

では、続きまして友人から勧められた、あるいは既に使用してしまい悩んでいる若者やその

家族が、警察に行く前にまず相談できるような市としての福祉・保健的な相談窓口の整備・周知状況についてお伺いします。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センターでは、薬物依存をはじめ、アルコールやギャンブル等、各種依存症に悩む方やその家族の方からの相談を受けています。依存症で悩む方からの相談があった場合に、回復に向けて支援等を実施し、必要があれば関係機関へとつなぎます。現状、違法薬物使用者への介入ケースはありませんが、今後必要時には南国警察署と情報共有するなど、連携を図ってまいります。

相談窓口の周知方法としましては、市の広報やLINE発信、イベント時の啓発用ポケットティッシュの配布、また毎年秋にスポーツセンターで行っている健康きらりフェアでアルコールやたばこなど、毎年異なったテーマで展示や相談を行っておりますので、今後は薬物依存につきましてもテーマとして取り上げ、周知啓発を行ってまいります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

続きまして、国による指定薬物の規制を待つだけでなく、市民の健康を守る立場から、市独自に正体不明のリキッド製品等の危険性について防災行政無線や公式LINE等を活用し、緊急性の高い注意喚起を行う考えはないかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 防災行政無線の使用は、聞き取りにくいなど、高齢者の混乱を招くおそれがあるため、現時点での活用は考えておりませんが、広報やホームページ、公式LINE等を活用して指定薬物の危険性について啓発し、情報発信に努めてまいります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） よろしくお願ひします。この薬物問題は、今後ますます複雑化していくことが予想されます。また、危険なのは、少量でも死に至るほどの危険性の合成麻薬等、過去には考えられなかったレベルの薬物となっています。ぜひとも健全で幸福な暮らしを維持するためにも、警戒や警告を行っていただきますようによろしくお願ひいたします。

では、次の再エネ問題についてお伺いいたします。

南国市における再エネ設備の状況はどうなっているのか伺います。

南国市でも問題が上がったことがあり、市長への陳情が出されたことが高知新聞に報道され

ていました。現在、再エネ発電施設はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 資源エネルギー庁のホームページで公表しています10月31日時点の発電出力が10キロワット以上の発電施設が、南国市内で196か所あります。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 環境アセスメントの段階がありますが、その中には住民の理解を得る必要があります。過去に設置した施設において住民説明会は開かれているのか、またその説明会の開催案内の範囲、参加者の人数、参加者の疑問など、単に説明会を開催などアリバイづくりになっていないか等心配になりますが、市はどの程度この状況を把握しているかお答えください。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 資源エネルギー庁が策定しています説明会及び事前周知措置実施ガイドラインにおいて、説明が必要な周辺地域の住民の範囲や説明会の時期などは定められており、事業者はそれを実施場所が属する市町村に事前説明を行うことになっています。意見を求められた市町村は、事業者に対し所定の様式にて回答することが主な業務となっており、説明会の周知方法や説明会の内容については、国への認定申請時に報告することになっていますので、説明会の有無や参加の人数等については市のほうでは把握しておりません。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） このことはとても重要なことだと思います。太陽光パネルや風力発電等の再エネの機材について問題がいろいろ起こっていますので、そのことについては今後対応していただきたいなと思います。

続きまして、撤去、廃棄費用の積立てを定めている法律が2022年7月から制定されました。この対象となる事業者は、原則として買取期間終了前の10年間となっています。その積立方法は、原則として外部積立てとされています。毎月の売電収入から国が定めた基準額が天引きされ、電力広域的運営推進機関に積み立てられるとされています。

そこで、お尋ねします。

南国市に設置している積立ての対象となる施設の数と、その積立状況について教えてください。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 積立ての対象となる施設の数は把握しておりませんが、資源エネル

ギー庁が公表しています事業計画認定情報一覧を見ますと、196か所全ての施設が積立てを行う状況となっています。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 196か所全てということですね。ありがとうございます。

今後、このことを考慮して、次の3項目について条例などの制定を準備する必要があるのではないかと考えます。

1、住民説明会の参加率に最低人数を定めることと、議事録を企業、住民が保持し、役所としても保持、保有すること。2、積立制度について、年1回の報告制度をつくること。3、会社の移管などを行う場合においても、住民との取決めを引き継ぐ制度をつくること。これらを制度としてつくっていく必要があると思いますが、市のお考えをお示してください。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 先ほど答弁しましたとおり、市の主な業務は事業者意見に意見を述べることになっており、説明会の状況や積立状況の報告は国の業務となっていますので、市のほうで制度をつくることは考えておりません。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） かなりそのあたりは憂慮する点だというふうに思いますが、今後よい解決策を見いだしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、その次の話題に移ります。

岡豊保育園の空き地の利用についてです。

岡豊保育園の西側に位置する旧岡豊中学校の跡地は、現在一部が駐車場として利用されていますが、イベント時には駐車スペースが不足し、岡豊小学校の運動場や離れた農協の駐車場を使わざるを得ない状況です。また、跡地の一部は未使用の広場となっており、毎年草刈りの管理、負担が発生しています。そこで、この土地をより有効活用し、関係者の利便性を低コストで向上させるため、以下の対策を提案いたします。

1、現在利用している駐車スペースについては、駐車枠となる白線やロープなどを設置することで駐車できる台数を増やす対策。2、旧中学校跡地の未使用広場については、車が移動できるスロープを整備し、イベント時などに駐車場として活用できるようにする。つきましては、この提案を踏まえ、低コストで利便性を高めるために具体的にどのような対策を実施していただけなのか、お考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 岡豊保育園に確認したところ、夕涼み会、運動会時に小学校駐車場、JAの駐車場の一部を借りているとのことでした。枠線につきましては、運動会と夕涼み会の際は保護者が駐車場整理を行い、スペースを詰めて駐車しております。園からは枠線を引いたほうが駐車台数が減るのではないかとのことです。

旧中学校敷地につきましては、既存の塀があり、これを撤去する費用や、敷地は現駐車場より高く、スロープを設置するには一定の費用がかかります。年2回、イベント時のみの駐車場利用のために整備はできないものでございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 分かりました。地元なので時々あそこを利用するんですけども、いっぱいときは本当に大変な状況というのがあります。保育園のみならず、小学校も使わせていただいている関係があって、そのあたりも含めてまた御検討いただきたいということをお願い申し上げます。

では、この話題を終わりにして、次の話題、コロナワクチンの接種記録の保全を進めるようにということで、質問をさせていただきます。

コロナワクチンによる被害が未曾有の数字になったのですが、いまだにその検証は行われず、定期接種から外されていません。現在、予防接種健康被害救済制度等による申請件数、承認件数など、増加数を含めてお尋ねいたします。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 全国の新型コロナワクチン予防接種被害者救済制度審議結果としましては、令和7年11月20日現在、申請数は計1万4,461件、うち認定数は9,364件、令和6年度末からの増加数はそれぞれ1,902件、333件の増、死亡の申請数は計1,862件、認定数は1,049件、令和6年度末からの増加数はそれぞれ260件、51件となっています。

南国市の予防接種健康被害調査委員会への申請数は、令和6年度末までに10件、うち認定数は8件で、今年度の新たな申請はありません。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 数が本当に多くて、未曾有の被害だというふうなことを言わざるを得ないと思います。これしっかりと皆さんに伝えていき、リスクもあるんだということを知っていただきたいなというふうに考えております。

次の質問なんですけど、コロナワクチンの記録保管についてお尋ねします。

今開かれている国会において岩本参議院議員は、診療記録が原則5年というのは、長期の経過を追って初めて安全性が見える記録であるため短過ぎると指摘して、保管期間を延長するようにとの要望を出しています。南国市においては、これらの重要なデータの保管はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市の予防接種記録の電子データとしましては、一部の学校での集団接種の記録を除き、昭和55年度から全ての予防接種記録のデータが保存されています。以上です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 安心しました。今後もぜひそのように保管をよろしく願いいたします。では、次の項目に移ります。8番目、墓地に関する条例の解釈です。

市民の健全な生活環境と公衆衛生を確保するため、市の埋葬制度における火葬の原則の徹底についてお伺いいたします。

南国市には、南国市墓地等設置及び経営の許可等に関する条例をはじめとする墓地に関する条例や規則が存在します。日本の墓理法は、公衆衛生の観点から原則として火葬を前提としており、南国市の条例も火葬後の焼骨の納骨を定めているものと承知しています。

そこで、南国市において火葬以外の埋葬方法が公衆衛生上及び環境保全上の問題を引き起こすことのないようにしていく必要があると思います。この件について認識を確認いたします。

○議長（西本良平） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 南国市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例第18条に、本市区域内においては埋葬を禁止する。ただし、規則で定める特別の事由がある場合はこの限りではないとあり、施行規則第13条には、「次の各号のいずれかに該当し、かつ地表から2メートル以上の深さに埋葬する場合とする」とあります。その各号には、宗教上の慣習や災害等の緊急のときは必要と認めるとありますので、原則として埋葬を禁止していますが、事由によっては埋葬も認めるということになります。

また、墓地、埋葬等に関する法律につきましても、第8条に「市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証、又は火葬許可証を交付しなければならない」とあるように、当市では市民課において埋火葬許可証を発行しております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 今回の火葬問題にとどまらず、外国人が日本に入ってくることで起こる様々な文化や風習、宗教による生活の違いなどに対して対応していかなければならなくなります。御存じのとおり、先進諸外国においては、その問題が日本の比にならないくらい大問題となっており、その国における分断、人種差別の増大、レイプや殺人、子供を含めた人身売買、臓器売買目的の誘拐の増加、賃金が上がらない問題、社会コストの増大など、想像を絶する問題になっており、そのために今や自国の文化や風習を大切にする思想が世界的な潮流となってきています。日本は周回遅れでその失敗例を後追いしている状況です。

今回は、まず土葬について南国市として明確に方向を定める必要があると思いますので、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 土葬につきましては、埋葬に広い土地が必要なこと、適切な防腐処理や衛生管理を行う必要があることなど制約もあるところですが、先ほど環境課長が答弁したとおり、日本の法律で土葬は禁止されておられませんし、条例、施行規則でも土葬が禁止されておることでもありませんので、それに基づいて今後事務は執行してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

墓地、埋葬等に関する法律第2条の5や第4条などに土葬での埋葬には高いハードルが設定されています。日本では99%以上の方が火葬を行っており、公衆衛生上も狭い日本において取るべき埋葬方法かと思います。先を読む政治を平山市長におかれましても執行していただくようお願いいたします。

この項目は終わりました、最後の項目、外国人労働者の地域への浸透についてお伺いいたします。

最初に、南国市に住んでいる外国人の人数をお尋ねいたします。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 住民基本台帳、令和7年11月30日現在において、32か国589人の方がお住まいでございます。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） その外国人の職業、職種別の割合を教えてください。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 職業、職種別の割合は把握をしておりませんが、589人の在留資格別で見ますと、技能実習286人、48.6%、就労関係156人、26.5%、留学46人、7.8%、家族31人、5.2%、その他70人、11.9%となっております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） それらと同様に、年齢構成についても教えてください。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 年齢構成につきましては、10歳未満12人、10代40人、20代330人、30代120人、40代37人、50代24人、60代17人、70代7人、80歳以上が2人となっております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 該当の外国人の家族、単身の状況について教えてください。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 589人、551世帯のうち、486人が単身世帯となっております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 90%弱が単身世帯ということですね。ありがとうございます。

該当の外国人の税金、社会保険料等の納入状況について教えてください。

○議長（西本良平） 税務課長。

○税務課長（北村長武） 令和6年度決算における外国人の住民税と国保税の納入状況についてお答えします。

令和6年度の外国人の住民税は、納税義務者267人、調定額1,725万3,800円、収納率97.62%、なお外国人を含む住民税全体の収納率は98.77%です。国保税は、納税義務者152人、調定額956万4,400円、収納率は85.55%となっております。外国人を含む国保税全体の収納率は95.66%です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

生活保護を受けている外国人の状況についてもお聞きいたします。

○議長（西本良平） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 福祉行政報告例の令和7年10月報告で、日本の国籍を有しない者は、世帯数は6、人員は6です。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 今後さらに外国人が増加した場合の問題についてお聞きします。

また、その対策にどの程度の予算の増額が見込まれるのかについてもお聞きいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 11月26日開催の全国知事会での多文化共生社会の実現を求める全国知事の共同宣言にもあるとおり、外国人の生活者としての課題、つまりごみ出しや騒音なども含めた生活に関する理解不足による課題が増えてくるものと思われまます。多文化共生に係る予算としましては、日本語教室等を行っている南国市国際交流協会に対する補助金支出に加え、今年度は家庭ごみの分け方、出し方の冊子を多言語化したデータを作成する予定であり、それに係る経費を見込んでおります。今後、どのような対策が必要となっていくのか、南国市国際交流協会や関係機関と情報共有してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ごみ出しについて言えば、LINEのごみ検索も英語等必要な言語で対応できることも対策として考えないといけないのかなと思います。また、ごみ等のことについては、例えばQRコードなどを活用し、それを読むことによってその言語に対応できるサイトに行くとかというようなことも低コストで実現できる一つの方策なのではないかなというふうに思いますので、御検討ください。

次に、外国人の日本での生活をサポートしたり、地域における問題、トラブルの解決などを雇用している企業においてしっかり行っていく必要があると考えます。その点について、市と企業との連絡などの調整がしっかり行われているのかをお聞きいたします。

○議長（西本良平） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） 幾つかある在留資格のうち、特定技能外国人を企業が雇用する場合に限りませんが、特定技能所属機関、これは特定技能外国人を雇用する会社とか、個人事業主になりますけども、この特定技能所属機関は自治体から共生社会の実現のために実施する施策に協力を要請されたときには、当該要請に応じて必要な協力をするのが特定技能基準省令に規定され、本年4月より特定技能所属機関から特定技能外国人の受入れに当たり、事業所の所在地や派遣先機関名、派遣先事業所の所在地などが記載された協力確認書が提出されております。今年度からの新たな取組であり、また一部の外国人労働者を対象としたものでありますが、今後どのような場合に協力要請を行っていくのか、また事業者等との連携体制が構築できるのか、他自治体の事例を参考に検討を進めたいと考えております。

ただ、今年の国勢調査に当たりましては、本市に協力確認書の提出のあった特定技能所属機関に対し、調査への協力要請を行いました。事業所からは、どういった協力をすればいいのか

という問合せがありましたが、外国人労働者の調査、回答への支援をお願いしたところでございます。国勢調査は、調査自体は終了いたしました。この部分に関しましては効果があったと考えております。

○議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） どうもありがとうございました。

外国人の方々は、遠くの国から日本に貢献していただくために来てくださっているわけですから、しっかりしたサポートをしていく必要があると考えます。その本質的なサポートの主軸は当該企業であるとの考えが基本になると考えます。地域の方との交流など、地域になじめる体制を取ることで、日本での生活が双方にとって有益になるように整えるべきだと思います。間違っただけいけないことは、低賃金労働者が必要だからという考えでいると、決して双方にいい感情は育ちません。賃金や労働環境も日本人と同様とするのは、企業側の基本的な社会的責任であり、それを果たさないために社会問題につながっていると考えられます。くれぐれも南国市民の一員として、企業も外国人の方も、そして市民も幸せになる制度や体制を、転ばぬ先のつえの意識を持ってしっかり対応していただきますようお願いいたします。

これで全ての質問を終わりたいと思います。御答弁いただきましてありがとうございました。

—————*—————

○議長（西本良平） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時44分 延会